



第2次萩市環境基本計画

—未来に向けて 美しいまち・萩—



萩市

はじめに



平成 25 年 7 月 28 日、萩市観測史上最大となる 1 時間 138.5mm の集中豪雨により、萩市の東部地域は甚大な被害を受けました。被災から 3 年半、市民の皆様の懸命なご努力と多方面からの多大なるご支援により概ねの復興を成し遂げることができましたが、未だかつて経験したことのない豪雨がもたらした壮絶な状況に自然の猛威を改めて痛感するとともに、異常気象の原因とされる地球温暖化等の環境問題に真摯に取り組んでいかなければならないと再認識しました。

一方で、萩市は山紫水明の自然に囲まれ、その恩恵により育まれてきたまちでもあります。日本海には萩六島が浮かび、さらに沖合いに位置する見島の北約 20 k m を中心とした海域には優れた漁場である八里ヶ瀬が広がっています。中山間地域には緑豊かな山林が連なり、茅葺屋根や棚田など伝統的な風景を残す農村が点在しています。ときに豹変する自然との共存が形成するこうした風景は、世界に誇れる歴史的な風情とともに、私たちの心のよりどころとなる「ふるさと」であり、健全な形で次世代に継承していかなければなりません。

こうした認識のもと「未来に向けて 美しいまち・萩」を実現するため、環境保全に対する基本的な考え方や、市民・事業者・行政の取組の方向性を示し、萩市の環境行政の指針となる「第 2 次萩市環境基本計画」を策定いたしました。本計画は平成 19 年に策定いたしました「萩市環境基本計画」の基本方針を承継しつつ、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応したものとなっています。

自治体の枠を越え、更には国境を越えて相互に影響する環境問題は、一つの自治体で短期間に解決できるものではありませんが、一人ひとりが自らの問題であると捉える意識改革と、日常生活や事業活動における環境保全に関する行動の積み重ねが、目指すべき環境像の実現に繋がっていくものと確信しております。自然と調和する美しい環境を未来に向けて築くため本計画を積極的に推進してまいりますので、皆様のご理解、ご協力と積極的な参画をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました萩市環境審議会の委員の方々をはじめ、ご尽力を賜りました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

萩市長 野村 興 児

目 次

第1章 環境の状況と環境行政の方向性

第1節 第1次計画の取組と検証	1
1. 重点取組事項の結果について	2
第2節 環境の現状	4
1. 社会環境	4
2. 自然環境	15
3. 温室効果ガス	23
第3節 今後の環境行政の方向性	26

第2章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的	27
第2節 計画の役割と位置づけ	27
第3節 計画の期間	28
第4節 計画の対象地域	28
第5節 対象とする環境	29
第6節 取組主体と役割	30

第3章 目指すべき環境像

第1節 目指すべき環境像	31
第2節 計画の基本方針	32

第4章 施策の体系

第1節 施策体系の考え方	35
第2節 重点取組事項	35
第3節 施策体系図	37

第5章 取組事項

第1節 社会環境の保全－萩の環境を未来へ－	39
1. 歴史的・文化遺産の保全と未来への継承	40
(1) 歴史的・文化遺産の保全	40
(2) 美しい景観の保全	40
2. 子供たちの未来を創る環境教育の推進	42
(1) 体験型環境教育の推進	42
3. 人と人とのつながりの形成と支援	44
(1) 地域コミュニティ活動への支援	44

(2) 市民活動への支援	4 4
(3) パートナーシップの形成	4 4
第2節 自然環境の保全－豊かな自然環境を守るために－	4 6
1. 持続可能な農環境・里山の保全	4 6
(1) 農環境の保全	4 6
(2) 里山の保全	4 6
2. 恵み豊かな水環境の保全	4 8
(1) 水環境の保全	4 8
3. 自然と人が共生するまちづくり	4 9
(1) 多様な生態系の保全	4 9
(2) 自然とふれあう場の保全と創出	4 9
(3) 花と緑のまちづくりの推進	4 9
第3節 生活環境の保全－地球にやさしい循環型社会づくり－	5 2
1. 低炭素社会の構築を目指した地球温暖化防止対策の推進	5 2
(1) 再生可能エネルギーの導入促進	5 2
(2) 地球にやさしい取組の推進	5 6
2. 循環型社会形成の推進	5 8
(1) 3 R の推進	5 8
(2) ごみの適正な処理	5 8
3. 安全で快適な住みよいまちづくり	6 0
(1) 快適な大気環境の確保	6 0
(2) 清らかな水の保全と汚染防止	6 0
(3) 有害化学物質による環境汚染防止	6 0
(4) すごしやすい空間の創造	6 0
第6章 計画の推進	
第1節 計画の推進体制	6 3
第2節 計画の進行管理	6 4
第3節 計画の評価	6 5
第4節 環境指標	6 5
資料編	
資料1 萩市環境審議会条例	6 9
資料2 第2次萩市環境基本計画の策定経緯	7 1
資料3 用語集	7 2

第 1 章 環境の状況と環境行政の方向性

第1章 環境の状況と環境行政の方向性

第1節 第1次計画の取組と検証

萩市では、平成19年3月に策定した「萩市環境基本計画」を第1次計画とし、「未来に向けて 美しいまち・萩」の実現に向けて取り組んできました。

萩市の豊かな自然を守り育て、様々な環境問題を解決し、より良い状態で将来の世代に継承していくことを目指し、「自然環境の保全－豊かな自然環境を守るために－」、「生活環境の保全－地球にやさしい循環型社会づくり－」、「社会・文化環境の保全－萩の環境を未来へ－」の3つを基本方針に掲げ、萩市の将来像である『誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち』の実現のために施策を展開してきました。

また、施策の展開に当たっては、具体的な個別目標を定めた上で市、市民、事業者がそれぞれの役割を分担しつつ3者の協働により連携して取り組んできました。

その結果、「自然環境の保全」に係る個別目標については、循環型農業実施組織数の増加やグリーンツーリズム実施数が増加するなど、概ね目標を達成しました。

「生活環境の保全」に係る個別目標については、公共用水域の水質の維持、ごみ排出量の減少など目標を達成しましたが、市民一人当たりの電気使用量（CO2 排出量）やリサイクル率については課題を残しました。

「社会・文化環境の保全」に係る個別目標については、一部目標を達成した項目があるものの、環境教育に係る分野については目標を達成することができませんでした。

第1次計画において、目標達成に至らなかった項目や対応が十分でなかった取組については、第2次計画でも引き続き取組を行うこととします。



■萩市環境基本計画（第1次）

- ・計画期間 平成19年度～平成28年度
- ・平成17年の市町村合併後に策定された新萩市として初の環境基本計画

1. 重点取組事項の結果について

第1次計画では、市民からの要望が大きなものや、現状として問題となっているものは、速やかに対策を講じていく必要があるとして、重点取組事項を設定し進行を図ってきました。その結果については、下記のとおりです。

重点取組事項1 まちを美しくー住みよい環境づくり

結果

十分な成果が出ている。

第1次計画において、市民からの「山間部等でごみの不法投棄が多く見られること」や「まち中でごみが散乱している」等の声から、ごみの不法投棄、ポイ捨てをなくし、まちを美しく住みよい社会とするための行動を重点取組事項として設定し、不法投棄の監視活動や、ポイ捨て防止の啓発活動などを行ってきました。

これら取組により、近年の産業廃棄物、廃家電の不法投棄件数は、ほぼ0件となっており、またポイ捨てについては、散発的に発生するものの、「きれいなまち・萩美化推進制度（通称：きれいな萩 おまかせいど）」の登録数が、平成17年度の80登録から平成27年度は176登録と大きく増加したことからも分かるように、多くの個人、団体が積極的にまちの美化活動に参加しています。

この取組内容については、第2次計画においても引き続き行い、維持していくことが必要です。

重点取組事項2 二酸化炭素抑制のための省エネルギーー地球環境保全

結果

一定の成果は見られるが、より積極的な啓発が必要である。

地球規模で進行している地球温暖化について、萩市においても二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減に向け努力を行う必要があるとして、省エネルギー意識定着に向けた啓発活動を中心に取組を行ってきたところです。

温室効果ガス排出の主な原因の一つである萩市の電力消費量について、市全体では平成17年度が308.5百万kwhだったのに対し、平成27年度は261.7百万kwhとなり減少しています。しかしながら市民一人当たりで換算すると、平成17年度は5,225kwhに対して平成27年度は5,211kwhであり、ほぼ横ばいです。これは人口減少や大型商業施設の出店等の社会情勢の変化があったことありますが、結果として省エネルギーへの取組が十分でなかったといえます。

以上から第2次計画では、より積極的な省エネルギー意識の啓発が必要になります。

重点取組事項3 リサイクルの推進－萩第二リサイクルセンターの積極活用

結果

リサイクル率向上に課題を残したが、3R推進拠点施設として大きな役割を果たしている。

第1次計画では、市で萩第二リサイクルセンターを建設することで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組んでいくとともに、市民・事業者へも3R意識を啓発していくこととしていました。

このため、萩第二リサイクルセンターは、工場棟と再生工房棟の2つの機能を持つ施設として整備されました。工場棟は、資源ごみの資源化施設として整備され、再生工房棟（エコプラザ・萩）は、市民にごみについて知っていただく場として、また、3Rの説明・推進を行い、物の大切さやもったいなさを実感目で見て触れて認識していただくため、ごみ減量化とリサイクルの普及啓発、実践活動の拠点となる施設となっています。

この施設において、市と関係団体と連携して、年3回のイベントや各種講習会、見学会等を積極的に実施してきました。また、ごみの中から一部雑貨品や家具・自転車を施設に運んで再生・販売を行ったり、不用品に関する情報を、広報や市ホームページ等で広く周知したりするなどの取組を進めてきました。

その結果、平成28年10月にはエコプラザ・萩の来館者7万人を達成するなど、3R推進の啓発施設として大きな役割を果たしています。また、これら3Rの取組により、ごみ排出量の減少や最終処分率の減少に繋がっています。ただし、リサイクル率については目標に達しておらず、引き続き、リサイクル率を向上させる取組が必要です。



■来館者7万人達成記念

■年3回開催されるエコプラザ・萩のイベントチラシ →

エコプラザ・萩 祝世界遺産！登録

夏まつり

2016年6月19日(日)

◆エコ・リサイクル体験

10:00～
 サンドブラスト体験
 廃食油でせっけん作り
 古紙を再生！紙すき体験
 布ぞうり作り講座
 パーナーワーク（先着10名様）
 （キーホルダー）

無料シャトルバスを運行します

市役所⇄エコプラザ・萩

萩市役所 発	9:30～1時間間隔～13:30
エコプラザ・萩 発	11:00～1時間間隔～14:00

※シャトルバスご利用の方★
 「学び舎」入場券プレゼント（先着100名様）
 学び舎の入場券には、当日限りで
 「夏みかんジュース」プレゼント
 ※駐車場はありませんので、ぜひご利用ください。

◆展示・販売コーナー

※マイバックを持参しましょう※
 リサイクル品販売
 （自転車・家具類など）
 ※抽選会を13:00より行います。
 雑貨品・野菜・果物・おこわ・もち・
 寿司、等の販売

フリーマーケット
 軽食コーナー
 うどん、コーヒー、焼き鳥（屋外）等

◆見学者ホール(体験所)

ごみの分別変更・リサイクル啓発資料展示
 を終日行っています。

講座受講生の方の作品も
 展示しているよ。
 「手作り体験コーナー」
 もあります。

主 催/エコプラザ・萩まつり実行委員会 共催/萩
 問合せ/エコプラザ・萩 〒758-0011 萩市大字橋東4703-49 TEL:24-5300 FAX:26-9999

第2節 環境の現状

1. 社会環境

【萩市の地勢】

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.31平方キロメートルで、県土の約11.4%に当たります。北部は日本海に面し、東部は益田市（島根県）、津和野町（島根県）、阿武町、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接しています。

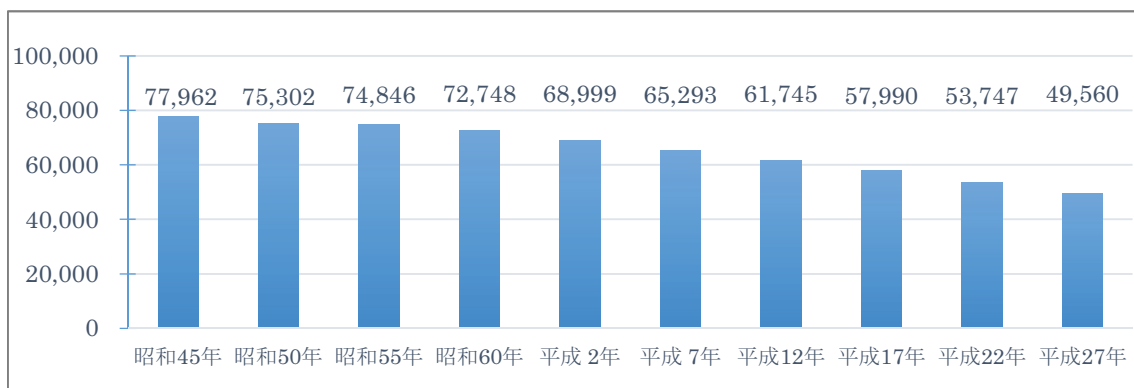
地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部市境界付近に標高700mを超える山々が連なっています。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られ、丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めています。

日本海の沖あいには、大島、相島、櫃島、羽島、肥島、尾島の六つの平らな火山島が浮かび、およそ45km先には見島があります。そのうち見島、大島、相島、櫃島は有人島です。

気候は、沿岸部においては対馬海流の影響を受けて比較的温暖であり、中山間部においては盆地特有の気候で、変化に富んだ豊かな自然環境を有しています。

【人口】

萩市の人口は、平成27年10月1日現在で49,560人です。昭和45年を基準とすると28,402人減少しており、減少率では約36%減となります。また、萩市の面積は698.31km²で、人口密度は、約71.0人/km²です。



■萩市の人口推移

出典）総務省統計局、国勢調査（昭和45年～平成27年）

【トピック】萩市の将来人口

萩市では、平成 26 年末に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、萩市における人口の現状と将来の展望を提示する「萩市人口ビジョン」を、平成 27 年度に策定しました。概要は以下のとおりです。

人口の現状分析

- ◎平成 22 年の国勢調査人口は 53,747 人で、昭和 30 年のピーク人口 97,744 人から 45%減少
- ◎平成 26 年の出生数は過去最低の 246 人で、昭和 30 年の出生数 1,918 人から 87%減少
- ◎合計特殊出生率は、全国平均を上回っているものの、国民希望出生率（1.8）に届いていない
- ◎昭和 61 年から、死亡数が出生数を上回る自然減の状態
- ◎大学進学や就職等により、都市部を中心に若者人口が大幅に流出
- 自然減と社会減が同時に進行し、既に本格的な人口減少局面を迎えている

人口の将来展望

1. 目指すべき将来の方向

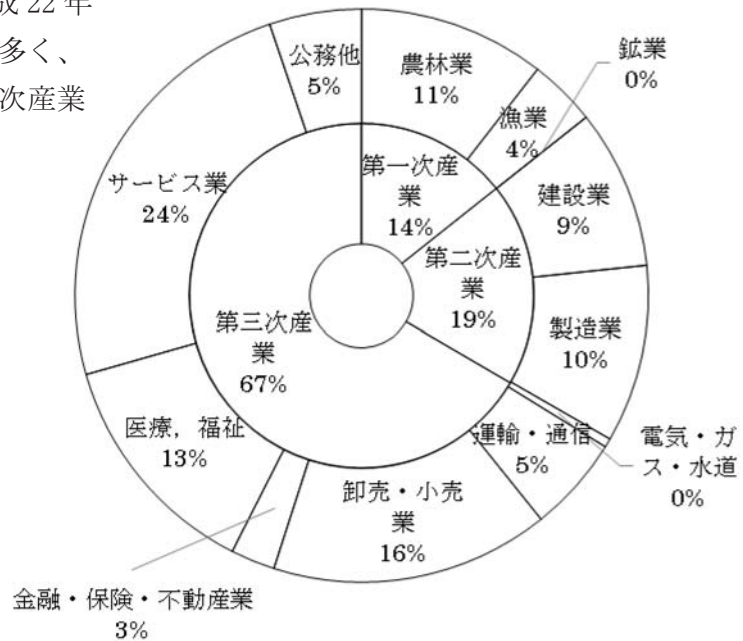
- ①人口減少の抑制に向け、移住・定住に関する希望を実現
- ②若い世代の働く場を創出し、結婚・出産・子育ての希望を実現
- ③人口減少・超高齢社会に対応した多様な地域を形成

2. 将来人口推計

- ◎ 社会保障・人口問題研究所による萩市の将来人口
 - ⇒平成 42 年：37,277 人
 - ⇒平成 52 年：29,866 人
 - ⇒平成 72 年：18,388 人
- ◎ 出生率が段階的に上昇し、平成 52 年には 2.07 を実現
 - ⇒平成 42 年：38,297 人
 - ⇒平成 52 年：31,584 人
 - ⇒平成 72 年：21,376 人
- ◎ さらに、平成 37 年までに人口移動ゼロ（転入と転出の均衡）を実現
 - ⇒平成 42 年：39,723 人
 - ⇒平成 52 年：34,414 人
 - ⇒平成 72 年：27,480 人

【産業】

萩市の産業別就業人口は、平成 22 年で第三次産業が 67%を占め最も多く、次いで第二次産業が 19%、第一次産業が 14%となっています。

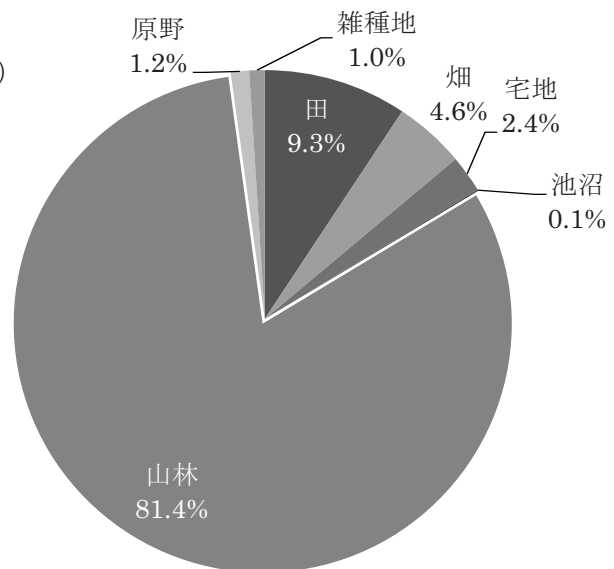


■萩市の産業別就業者人口（平成 22 年）

出典）山口県、山口県統計年鑑 平成 27 年版

【土地利用】

萩市の土地利用状況を地目別民有地面積で見ると、山林の利用が最も多く 35,193ha で全体の 81.4%を占めています。田の利用は 4,009ha（9.3%）であり、畑（1,967ha、4.6%）と合わせ、耕作地としてみると 13.9%となります。また宅地利用は、1,042ha（2.4%）となっています。



■地目別民有地面積（平成 24 年）

出典）統計 萩（平成 24 年版）

【交通環境】

○道路

萩市の東西を結ぶ幹線道路「国道 191 号」は災害に脆弱であることに加え、道路構造上の課題を多く抱えています。こうした課題を解決する高規格幹線道路「山陰道」は、萩市から西の長門市間では開通しているものの、東の島根県益田市との間は未だ事業化に至っていません。

一方、南北の道路交通網については、冬季の交通途絶等を解消するため、現在、隣接する美祢市から萩市の間で地域高規格道路「絵堂・萩道路」の整備が進められています。

これら東西南北の幹線道路網の整備が地方創生実現の要となっています。

○鉄道

萩市における鉄道は、J R 山陰本線が東西に通っています。駅は 9 つありますが、東萩駅以外は無人で利用者の大半は通学する高校生で占められており、一般利用者は年々減少しています。

○バス

バス路線は高校生と高齢者の利用が大半となっています。

平成 12 年 4 月より、市民・観光客の利便性向上と観光サービスの拡充を図るため、市内の主要拠点を結ぶコミュニティバス「萩循環まあーるバス」が運行されています。

また、平成 17 年 4 月からは、総合事務所や診療所等の地域の拠点を結ぶ「ぐるっとバス」が運行されています。

○空路

山口県宇部空港（山口県宇部市）と萩・石見空港（島根県益田市）があり、乗合タクシーでそれぞれおよそ約 1 時間 15 分、約 1 時間 10 分の距離で結ばれています。

○港湾

萩市には、萩港のほか、大島漁港、見島漁港、須佐漁港等の漁港があります。

このうち、萩港は、貿易港であり、マリーナ萩の整備等、海洋性レクリエーション基地として機能しており、平成 17 年度には 4,000t 級客船が接岸可能な旅客船バースも共用されています。

○離島航路

萩市には大小多くの島があり、見島・大島・相島には萩商港より航路が設定されています。平成 10 年には、見島～萩（萩商港）を 70 分で結ぶ高速貨客船「おにようず」が就航し、見島航路における時間短縮と運航数の増が図られました。また、平成 25 年には、大島～萩（萩商港）を結ぶフェリー船「はぎおおしま」が就航しました。

【トピック】高規格幹線道路「山陰道」の整備

山陰道は、鳥取県鳥取市を起点に山口県下関市小月を終点とする延長約 380 k m の高規格幹線道路です。

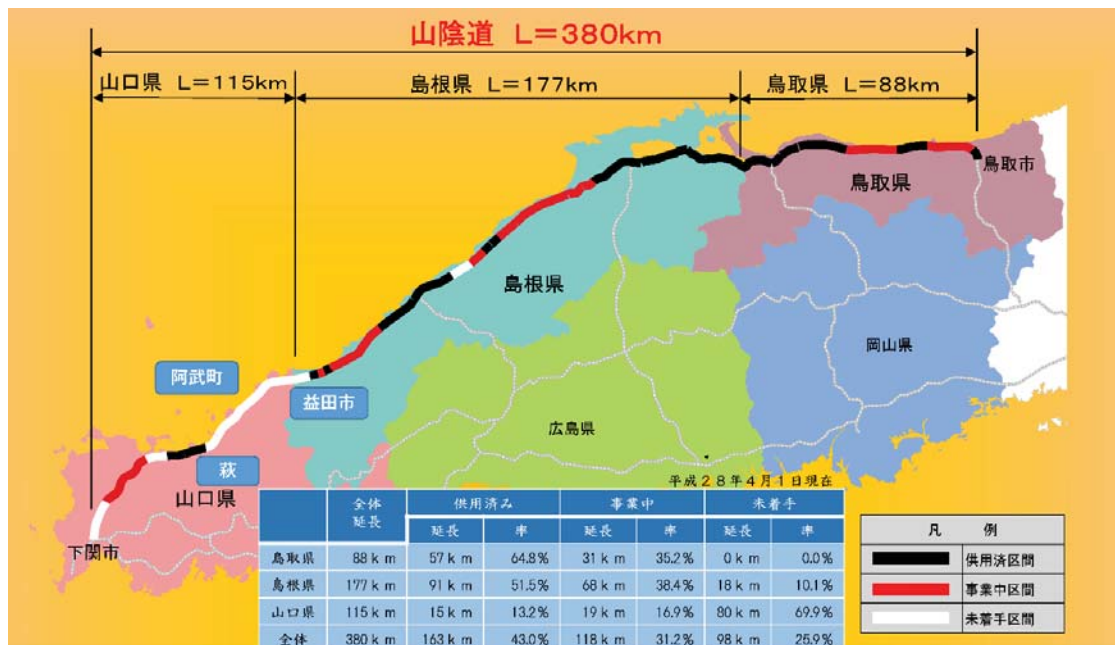
山口県内では、萩市から長門市三隅間に開通している萩・三隅道路が唯一の開通区間であり、山口県内の整備が極めて遅れています。特に未整備区間である萩市～益田市間の約 60 k m については、唯一の幹線道路である国道 191 号が災害に脆弱であることに加えて、災害や事故が発生した際の有効な迂回路をもたないことから、医療・救急搬送・介護・福祉・ごみの運搬など日常生活に必要なサービスの安定供給に支障が生じており、早期の整備が望まれています。

また山陰道の整備は、広域観光周遊ルート形成による観光客の増加、物流の効率化による第一次産業の振興などに効果を発揮することが期待されるとともに、広域的な行政連携にも必要な道路です。

例えば、平成 27 年 4 月に萩市と長門市の共同事業により設置した「萩・長門清掃工場 はなもゆ」は、萩・三隅道路の中間付近にある三見 I C から約 1.2 k m の箇所に建設されています。これは萩・三隅道路の整備により萩市～長門市間の移動がスムーズになったことで、萩市、長門市がそれぞれ設置していた清掃工場を 1 つの施設に集約することができ、集約前に比べて年間の維持管理費を約 1 億円縮減することができました。

このように山陰道は、自治体間の時間的距離を短縮し圏域自治体との連携による新たな行政施策展開の契機になるとともに、効率的、効果的な行政運営に必要な社会基盤であることから、早期の全線開通が望まれています。

高規格幹線道路「山陰道」の整備状況



(平成 28 年 4 月 1 日現在)

【自然公園】

萩市内の自然公園としては、萩市の沿岸が北長門海岸国定公園、東部の山地が長門峡県立自然公園に指定されています。

【緑地（公園等）】

萩市の緑地面積は全体で 69,879.0ha※₁ で、行政区域の 92.8%が緑地となっています。

■萩市の緑被地（平成 19 年実績）

区分	用途地域指定地域※ ₂	都市計画区域※ ₃	行政区域
施設緑地面積 （公園等）	66.5ha	91.4ha	161.4ha
緑被地	343.3ha	4,930.7ha	64,869.7ha
全体面積	973.7ha	5,922.0ha	69,879.0ha
緑被率	35.3%	83.3%	84.0%

出典）萩市、萩市緑の基本計画、平成 23 年 3 月

※₁：市の総面積について、平成 26 年分より電子国土基本図の地図データを用いて、毎年 10 月 1 日時点の地図データから直接面積を計測する方法に変更したことにより、他項目と数値が異なることがある。

※₂：用途地域とは、都市計画法の地域区分の一つで、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として定められる地域です。

※₃：都市計画区域とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある区域として都市計画法で定められる区域のことです。

【文化財】

萩市は、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」といわれるほど城下町のまちなみなどが残っており、これらは、日本を代表するかけがえのない都市遺産となっています。

国指定の重要文化財、重要無形文化財、史跡・名勝・天然記念物等の指定数は 52 にも上り、県指定文化財等は 32、市指定文化財等は 135 となっています。

■萩市の文化財指定等の状況

指定区分	指定数
国指定	40
重要文化財	16
重要無形文化財	1
史跡・名勝・天然記念物	23
国選定重要伝統的建造物群保存地区	4
国登録有形文化財	8
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの	1
県指定	32
有形文化財	18
無形文化財	1
無形民俗文化財	3
史跡・名勝・天然記念物	10

指定区分	指定数
市指定	135
有形文化財	76
無形文化財	1
有形民俗文化財	3
無形民俗文化財	10
史跡・名勝・天然記念物	38
歴史的景観保存地区	7

出典) 萩市文化財保護課 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

【景観】

萩市は、萩市景観計画に基づき市域全域を「景観計画区域」に設定しています。

また、以下のように「景観計画区域」を「重点景観計画区域」と「一般景観計画区域」に区分し、届出対象行為や景観形成基準については区分された地区ごとに定めています。

(1) 重点景観計画区域

歴史的文化遺産や、歴史的風土を有する区域、並びに萩の歴史的特徴と調和した良好な景観の形成が特に必要とされる以下の区域を重点景観計画区域としています。

区域の位置づけ	区域の種類		重点景観計画区域の名称	面積 (ha)
旧条例や文化財保護法により良好な景観の保存と形成が積極的に行われている区域	伝統的建造物群保存地区	堀内地区	堀内伝建地区	55.0
		平安古地区	平安古伝建地区	4.0
		浜崎	浜崎伝建地区	10.3
		佐々並市	佐々並市伝建地区	20.8
	国指定史跡地区	萩城跡	萩城跡地区	37.2
		萩城城下町	萩城城下町地区	6.0
	歴史的景観保存地区	堀内地区	堀内地区	12.0
		今魚店地区	今魚店地区	1.0
		東光寺及び吉田松陰誕生地付近	東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区	6.0
		大照院付近	大照院周辺地区	4.1
		藍場川及び藍場川周辺地区	藍場川及び藍場川周辺地区	1.7
		南明寺境内及び参道	南明寺境内及び参道地区	0.1
		藍玉座跡土塀	藍玉座跡土塀地区	0.1
	都市景観形成地区	土原新川線沿線地区	土原新川線沿線地区	12.5
		大屋土原線沿線地区	大屋土原線沿線地区	9.1

区域の位置づけ	区域の概要	重点景観計画区域の名称	面積 (ha)
新たに良好な景観の保存と形成を積極的に行う区域	外堀と史跡萩城城下町間の区域及びその周辺	樽屋町・城東地区	5.5
	松陰神社及びその周辺	維新の里地区	5.9
	江崎漁港周辺の漁村集落	江崎地区	7.0
	須佐総合事務所付近の歴史的地区	須佐地区	5.2
	旭総合事務所周辺の半農宿場町集落	明木地区	7.9

※国指定史跡地区については、区域の拡大等により、区域が変更となることがあります。

(2) 一般景観計画区域

全市域のうち、重点景観計画区域を除く区域を一般景観計画区域としており、景観上の特性や、高さの誘導・規制に関する類型等により以下のような区域に区分しています。

区域の位置づけ	区域の概要	区域の名称	
全市域のうち、重点景観計画区域を除く区域	松本川、橋本川内の三角州区域	川内地区	
	東萩駅及びその周辺	川外都市計画区域	東萩駅周辺地区
	新川・無田ヶ原地区及びその周辺区域 中津江公営住宅及びその周辺区域		A地区
	東萩駅周辺地区及びA地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域		B地区
	東萩駅周辺地区、A地区及びB地区を除く川外の都市計画区域		C地区
	都市計画区域を除く区域	都市計画区域外地区	

【新たな要因】世界遺産登録

日本は、幕末から僅か半世紀の間に製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業において急速な産業化を達成し、非西欧地域で最初の産業国家としての地位を確立しました。このことは、世界史的に極めて意義のある特筆すべきたぐいまれな事象であり、この歴史的過程を時間軸に沿って示しているのが、「明治日本の産業革命遺産」です。

「明治日本の産業革命遺産」は、平成27年7月に開催されたユネスコ世界遺産委員会で、世界遺産に登録されました。この遺産群は九州・山口を中心に8県11市に23の資産があります。

萩エリアは時代順に1番目のエリアで、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、松下村塾、萩城下町の5つの資産で構成されています。



■萩反射炉



■松下村塾



■萩城下町

【廃棄物】

萩市のごみ総排出量（一般廃棄物）は、平成 27 年度で 19,123t/年であり、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、1,043 g/人・日となります。また、平成 27 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 26 年度の全国平均 947 g/人・日と比較すると、やや多くなっています。

ごみ総排出量は、人口減の影響もあり年々減少傾向です。平成 27 年度は収集ごみ量については減少していますが、直接搬入ごみ量が増加しています。

資源回収量は、分別の徹底が定着し、年々横ばい傾向にあり、平成 27 年度における萩市のリサイクル量は 4,409 t と平成 23 年度（4,595 t）の 0.96 倍となっています。また、リサイクル率は 23.1% となり、平成 23 年度（23.1%）と同率となっています。

資源化物の内訳をみると、その他（焼却灰のリサイクル）が最も多く、次いで紙類、金属類、ガラス類、プラスチック類の順となっています。

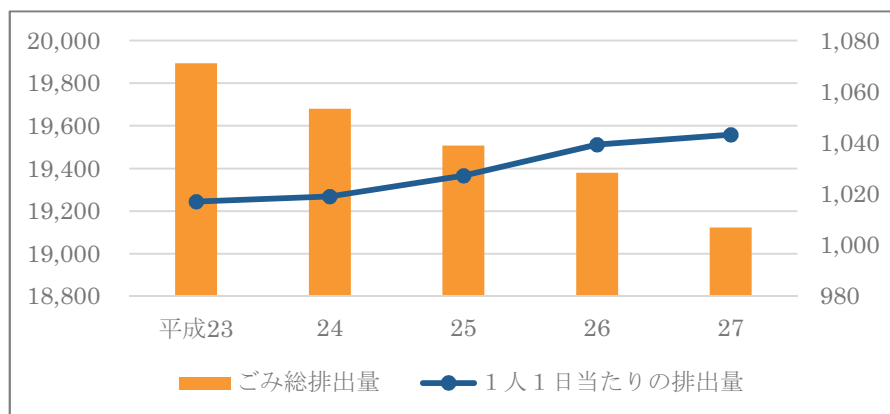
■ごみ排出量の推移

年 度	平成 23	24	25	26	27
行政区域内人口 (人)	53,589	52,909	52,031	51,087	50,220
計画収集人口 (人)	53,589	52,909	52,031	51,087	50,220
ごみ総排出量 (t/年)	19,893	19,680	19,507	19,380	19,123
計画収集量 (t/年)	13,465	13,455	13,613	13,176	12,833
直接搬入量 (t/年)	5,963	5,615	5,296	5,266	5,587
集団回収量 (t/年)	465	610	598	938	703
1 人 1 日当たりの排出量 (g/人・日)	1,017	1,019	1,027	1,039	1,043
同上（全国平均） (g/人・日)	976	964	958	947	—

備考）行政区域内人口は各年度末住民基本台帳人口

■資源回収量の推移

年 度	平成 23	24	25	26	27
ごみ総排出量 (t/年)	19,893	19,680	19,507	19,380	19,123
資源回収量 (t/年)	4,595	4,601	4,531	4,729	4,409
リサイクル率 (%)	23.1	23.4	23.2	24.4	23.1
同上（全国平均） (%)	20.4	20.5	20.6	20.6	—





【新たな要因】萩・長門清掃工場「はなもゆ」

平成 27 年 4 月から、萩市と長門市の可燃性ごみ処理を目的とし、両市の共同事業として建設を進めていた、萩・長門清掃工場「はなもゆ」が完成し供用を開始しました。

「はなもゆ」は、処理能力 1 日当たり 52 トンの焼却炉 2 基を有し、最新の技術を導入した燃焼管理、排ガス処理や臭気対策に万全を期するほか、プラント排水の施設内利用、地域の自然と歴史的景観の要素を盛り込んだデザインとするなど、周辺的生活環境や自然環境の保全に最大の配慮を行っています。

また、太陽光・風力などの自然エネルギーを積極的に活用し、管理棟に環境啓発施設を設置するとともに、場内に多目的広場を設置しており、環境学習の場としての役割も兼ね備えています。



■「はなもゆ」外観



■風力発電設備



■環境学習の様子（展示ホール）



■3Dビデオの上映（研修室）

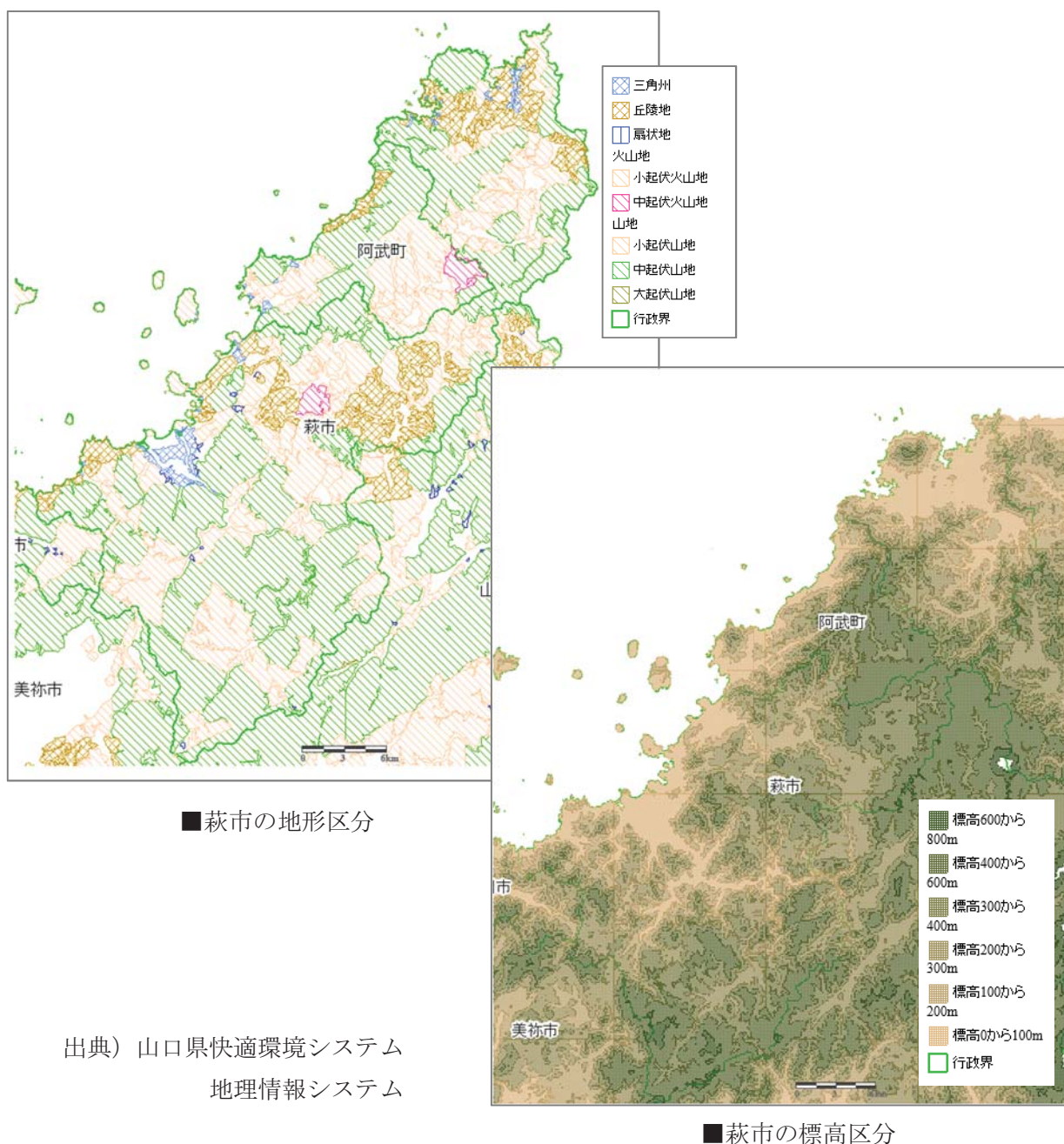
2. 自然環境

【気象】

萩市は、沿岸部においては対馬海流の影響を受け比較的温暖で、中山間部においては盆地特有の気候であるなど、変化に富んだ環境を有しています。

【地形・地質】

萩市の地形は、火山地と山地が大半を占めており、海岸の一部に三角州が形成されています。また、標高区分でみると、萩市の標高は、萩地区、須佐地区及び田万川地区の海岸付近を除くと、標高 200m 以上となっており、市南部と市中央部には標高 600m 以上の山があります。



【新たな要因】萩ジオパーク構想



○萩ジオパーク構想とは

あまりなじみがない言葉かもしれませんが、「ジオ」＝地球・大地を意味します。

私たちが慣れ親しみ当たり前のように感じている景色にも実は不思議がいっぱいです。なぜそのような景色がそこにあるのか。大地の成り立ちを学び、そこでどのような歴史や文化が培われてきたかを知ることで、新しい地域の魅力を発見することができます。

ふるさとの自然を、誇りをもってこれからも大切に守っていくとともに、その魅力を未来を担う子どもたちや他の地域から訪れる方々に伝えることで、持続可能な地域づくりにつなげるとともに、自然との関わりを理解し防災や減災についての意識を高めていく。それが萩ジオパーク構想です。

○萩ジオパーク構想が目指すもの

日本ジオパーク認定に向けた取組では、私たちの足元に広がる大地の成り立ちを学び、なぜ萩にこのような美しい景色や貴重な自然が広がっているのか、そしてそこに人が住み、どのようにして歴史や文化が培われてきたのかを、市民の皆さんと一緒に明らかにします。

これまで歴史や伝統的建造物など文化的な遺産に目が向けられ、自然に関しては「美しい自然」と表現されるに留まっていた萩市は、実は自然遺産の宝庫でもあるのです。たとえば、白と黒の縞模様の断崖や入り組んだ海岸線の美しい「須佐湾」をはじめ、活火山・阿武火山群の一つ、「笠山」山頂から望む日本海には小さな島がいくつも浮かんでいます。切り立った断崖の溪谷美を楽しむ「長門峡」など、すでにある萩の観光地を「ジオ」の切り口で見直すだけで、新たな萩の魅力を発見することができます。

また、平成 25 年 7 月 28 日、萩市東部を襲った集中豪雨による土砂災害、堤防決壊による浸水被害は、私たちに自然の脅威と自然と共に生きることの大切さを教えてくれました。萩ジオパーク構想は、自然と人間生活との関わりを理解するとともに、防災や減災についての意識を高める役割を果たしています。

萩ならではの取組として、古文書や絵画資料、石造物を通じて、歴史的な視点からジオパークについて語ることができます。

萩ジオパーク構想は、市民自らが、地質遺産を学び、楽しみ、次代に伝えていく「しくみ」をつくり、日本ジオパーク認定を目指します。



■ 世界で萩にしかない安山岩やデイサイトの小さな溶岩台地

【動物・植物】

レッドデータブックやまぐちに記載された貴重な動物・植物のなかで、萩市に分布情報があるものは下表のとおりです。

■萩市における貴重な動物・植物の確認状況

種類	レッドデータブックカテゴリ	貴重種名
ほ乳類	絶滅危惧ⅠA類	ツキノワグマ
	絶滅危惧Ⅱ類	ヒナコウモリ
鳥類	絶滅危惧ⅠA類	コシヤクシギ
	絶滅危惧ⅠB類	セイタカシギ
	絶滅危惧Ⅱ類	カラシラサギ、コクガシ、コハクチョウ、トモエガモ、ツバメチドリ、コアジサシ
	準絶滅危惧	ヨシゴイ、ミゾゴイ、オオハクチョウ、カワアイサ、ツミ、ハイタカ、ハイロチュウヒ、コチョウゲンボウ、チョウゲンボウ、オオバン、ケリ、コノハズク、オオコノハズク、アマツハメ、サンコウチョウ
両生類	準絶滅危惧	カスミサンショウウオ、トノサマガエル、カジカガエル、モリアオガエル
は虫類	準絶滅危惧	ニホンイシガメ
甲殻類	情報不足	クラモトホラワラジムシ
昆虫類	絶滅危惧ⅠB類	シオアメンボ、オオルリハムシ、ツマグロキチョウ、クロシジミ
	絶滅危惧Ⅱ類	カララゴミムシ、ゲンゴロウ、クビアカナガチキ、アカジマトラカマキリ、クビアカモモブトホソカミキリ、ツマキトラカミキリ、セナガアナバチ、ニッポソハナタカバチ
	準絶滅危惧	ハウチワウナ
	情報不足	ヒメハネビロアコメツキ、オカサワラチャイロカミキリ、ヒヨロハナカミキリ、ヘーヅヒラタカミキリ、オオクロカミキリ、ヨツボシシロオビゴマフカミキリ、アカサビシギゾウムシ、コカタビロゾウムシ
陸・淡水産貝類	絶滅危惧ⅠA類	タタムシオシガイ、ミシマヒメヘッコウ、オオタニシ
	絶滅危惧ⅠB類	ヤサガタイトウムシオイガイ、カリタネヒロウトマイマイ、オオケマイマイ
	絶滅危惧Ⅱ類	ヤマキサゴ、ヒタリマキコマガイ、ヒロクチコギセル、コオホソマイマイ、マツカサガイ、ニセマツカサガイ
	準絶滅危惧	イシガイ、ベニコマオカタニシ、クチマカリスナガイ、カワモトギセル、モリヤギセル、タキガワオホソマイマイ、ホラアナミジンナ
	情報不足	オオコウラナメクジ、カラスガイ

植物類 (シダ植物)	絶滅危惧 IA 類	マツハラン、ミスズナ、ヒロハハヤスリ、キトイノモトソウ、ホウナカリシダ、ホソイノデ、ヒメハシコシダ、シマシロヤマシダ、クラカリスダ
	絶滅危惧 IB 類	コウサギシダ
	準絶滅危惧	タマシダ、オリツルシダ
植物類 (被子植物・ 双子葉類【離 弁花類】)	絶滅危惧 IA 類	カサヅグルマ、キビヒトリシズカ、ベニバナヤマシヤクヤク、トモエソウ、イシモチソウ、ミヤマキクマン、キビナワシロイチゴ、ミヤマトベラ、コウライタチバナ、タチバナ、ミヤマウメトドギ、ウシタキソウ
	絶滅危惧 IB 類	ヒトツバハギ
	絶滅危惧 II 類	カカツカユ、オオハヤドリギ、マダイオウ、ジロボウエンコサク、キクマン、イヌナズナ、コガネネコノメソウ、ギンバイソウ、ウトカスラ、コミヤマスミレ、フモトスミレ、ケヤマウコギ、オカウコギ
	準絶滅危惧	ハクチノキ
植物類 (被子植物・ 双子葉類【合 弁花類】)	絶滅危惧 IA 類	シマモクセイ、ヒロハノスズサイコ、シタキソウ、スズコウジユ、コナミキ、タチコゴメグサ、ツクシコゴメグサ、キョスミウツボ、キンギンボク、マツムシソウ、ヒコダイ、
	絶滅危惧 IB 類	チトセカスラ、アオヤギバナ
	絶滅危惧 II 類	ウメカサソウ、アラゲナツハゼ、ハイハマボッス、イケマ、ヤマジノリ、ハマハノギク、ミヤマヨメナ、オキノアブラギク
	準絶滅危惧	スズサイコ、イヌノフグリ、エゾオオハコ、タルマギク
植物類 (被子植物・ 単子葉類)	絶滅危惧 IA 類	マルミスバタ、ナガバスバタ、ミスズアオイ、エヒメアヤメ、アヲホスゲ、カタスゲ、カンエンガヤツリ、ヤリテンツキ、ムカゴソウ、ヤマトキソウ、
	絶滅危惧 IB 類	ハマタマボウキ、コキンバイササ、シズイ、クモラン
	絶滅危惧 II 類	シバナ、ユウスゲ、オオハジヤノヒゲ、ヒメトコロ、ヒオウギ、カキツバタ、アズマガヤ、ハمامギ、ヤマトミクリ、ヒメミクリ、キノクニスゲ、ヒカゲハリスゲ、ヒメカンガレイ、ムギラン、ギンラン、ミスチドリ、カヤラン
コケ植物	絶滅危惧 I 類	ジョウレンホウオウゴケ、シノブイトゴケ、ヒロハシノブイトゴケ、ヒメタチヒラゴケ、レイシゴケ、セイナンヒラゴケ、キブリハネゴケ、マユハゴケ、ヤマトハクチョウゴケ、カワブチゴケ、イボエチャボシノブゴケ

出典) レッドデータブックやまぐち

備考) 山口県環境生活部環境政策課快適環境づくりシステム地理情報システムより萩市に分布情報があるものを抜粋

※レッドデータブックやまぐちは、山口県内に生息・生育する野生動植物の種を対象に、絶滅のおそれのある種を選定し、それらの分布状況や生息状況を明らかにすることにより、的確かつ効果的な野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料に資することを目的とし平成 13～15 年にかけて作成されました。

※レッドデータブックのカテゴリーは次のように定義されています。絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられている種、絶滅危惧 I 種：絶滅の危機に瀕している種、絶滅危惧 IA 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの、絶滅危惧 IB 類：IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の可能性が高いもの、絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種、準絶滅危惧種：存続基盤が脆弱な種、情報不足：評価するだけの情報が不足している種

【新たな要因】 地域猫活動

地域猫活動は、平成 10 年に、野良猫が引き起こすトラブルに悩んでいた神奈川県横浜市磯子区の住民が、野良猫を増やさないようにと共同で世話をするなどの運動をきっかけに全国に広まった、猫と地域の共存による解決を図る活動です。

○地域猫とは

地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫で、それぞれの地域に合ったルールにより、飼育管理方法を明確にし、餌や糞尿の管理、不妊去勢手術の実施等、適切に管理し、猫の頭数を増やさずに、それぞれ一代限りの命を全うさせる猫を指します。

○地域猫活動とは

地域猫活動は、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊措置を行ったり、新しい飼い主を探して飼猫にしていくことで、将来的に飼主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。

地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」として捉え、地域の皆さんの理解のもとで取り組むことが重要です。

山口県では、地域猫に関する講座の開催、「山口県地域猫活動ハンドブック」の作成など、地域猫活動の普及啓発や、山口大学共同獣医学部の協力を得て不妊措置の支援を行うなど、地域猫活動の推進を始めています。

萩市においては、現在、地域猫活動を行っている団体はありませんが、新たに設立された動物愛護団体を支援して猫の譲渡会を行うなど、不幸な猫を減らすための新たな取組を始めています。



■ 飼い主のいない猫のトラブル解決法講座

※平成 27 年 10 月 27 日地域猫発案者の黒澤泰氏による講座をサンライフ萩にて開催



■ 第 1 回犬猫譲渡会

※平成 28 年 6 月 19 日エコプラザ・萩夏まつりと同時開催

【大気汚染】

山口県では、大気汚染物質の状況を監視するため、県内 30 局に一般環境大気測定局を設置し常時監視を行っています。汚染物質のうち萩市では光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5)、ダイオキシン類の測定が行われています。

■大気汚染状況（平成 27 年度）

単位：ppm

項目	環境基準 達成状況	年平均値	1 時間値 の最高値	日 平均値	測定局
二酸化硫黄 (SO ₂)	○	0.001	0.010	0.002	山口市(近傍地)
二酸化窒素 (NO ₂)	○	0.008	0.083	0.016	山口市(近傍地)
浮遊粒子状物質 (SPM) ※単位 mg/m ³	○	0.009	0.107	0.025	山口市(近傍地)
光化学オキシダント	×	0.037	0.096	—	萩市
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ※単位：μg/m ³	○	12.1	—	29.4	萩市
ダイオキシン類 ※単位：pg-TEQ/m ³	○	0.013	—	—	萩市

備考) 日平均値は、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質：日平均の 2%除外値、二酸化窒素・微小粒子状物質：年間 98%

出典) 山口県、環境白書参考資料集（平成 28 年度版）

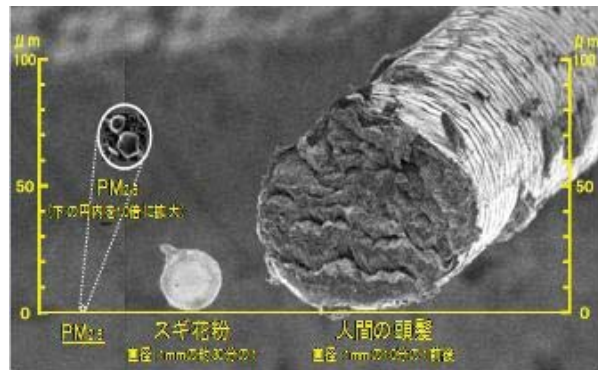
参考) 各項目の環境基準（環境省）

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

【新たな要因】微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうちでも特に粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質をいい、燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされています。（ μm =100万分の1m）微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。



出典）東京都ホームページより

萩市では、大規模工業帯がないことから大気汚染についての可能性は低い状況でありましたが、平成25年1月に、西日本の広い地域で環境基準を超えるPM2.5が観測されたことについて、環境省は北東アジア、主に中国におけるPM2.5による大気汚染の一部が日本にも及んでいることを発表しており、近年では外的要因による大気汚染が懸念されています。

平成21年9月に環境基準が設定されたことを受けて、山口県では平成23年度常時監視が始まりました。一定の数値を超える値が測定された場合、注意喚起が発信されます。

□注意喚起発信の基準

午前6時から日没までに濃度が上昇し、同時に2測定局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を発信します。日没とは、春分から秋分までは午後6時、秋分から春分までは午後5時としています。

□注意喚起が発信されたら

- ・不要不急の外出は避けましょう。
- ・屋外での長時間の激しい運動を減らしましょう。
- ・ぜんそくや心臓病などの疾患がある方は、体調の変化に注意しましょう。

□山口県における大気環境の確認

山口県大気環境ポータルサイト (<http://yamaguchi-taiki.life.coocan.jp/>) にて、現在の測定値、注意喚起発信状況等をリアルタイムに確認することができます。

【騒音】

平成 27 年度に実施した自動車騒音常時監視の実測調査は、国道 191 号、県道萩三隅線、県道萩川上線の 3 地点で行われ、道路近傍騒音レベルの環境基準値（昼：70dB、夜：65dB）に対して、実測値は昼間で 62～68dB、夜間で 55～59dB となり全ての地点で下回っていました。また面的評価においても対象路線すべてで 100%の達成率となっています。

【水質汚濁】

萩市内の河川は大きく分けると、市南部の阿武川水系、中央部の大井川水系、北部の田万川水系に分けられます。

萩市内の河川については、河川の代表的な汚濁指標である BOD は、年平均値として 0.6～1.0mg/L の範囲でした。

湖沼及び海域について、代表的な汚濁指標である COD は、年平均値として、湖沼 2.1mg/L、海域 1.4～1.9mg/L の範囲でした。

■萩市公共用水域水質調査結果（平成 27 年度）

水系名		類型	環境基準 達成状況	濃度
河川	阿武川	AA～A	○	0.6～1.0mg/L
	大井川	A	○	0.6～0.7mg/L
	田万川	A	○	0.7～0.9mg/L
湖沼	阿武湖	A	○	2.1mg/L
海域	萩地先海域	A	○	1.6～1.9mg/L
	阿武地先海域	A	○	1.4～1.5mg/L

出典）山口県、環境白書参考資料集（平成 28 年度版）

備考）１．表中の数値は年平均値

２．河川は BOD、池沼、海域は COD

参考）河川等の環境基準（環境省）

分類	類型	利用目的の適用性	基準値（河川は BOD、池沼、海域は COD）
河川	AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	1mg/L 以下
	A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下
湖沼	A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	3mg/L 以下
海域	A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下

3. 温室効果ガス

地球温暖化に寄与する温室効果ガスには、二酸化炭素やメタン、フロン等、様々な種類がありますが、地球規模で排出される温室効果ガスの大部分を占め、また、日常的な市民生活でも容易に発生するものとして二酸化炭素があります。

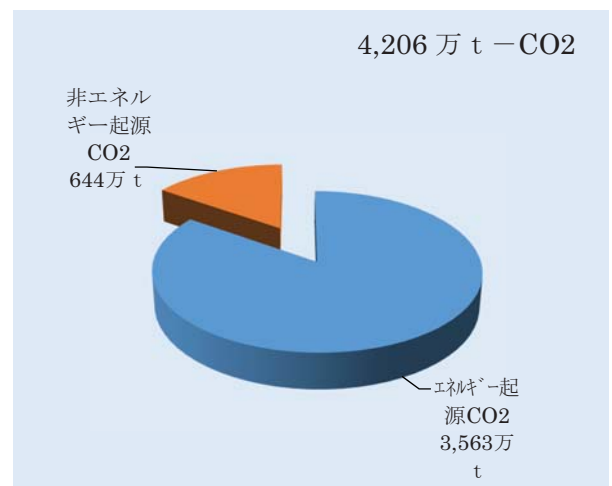
【山口県の二酸化炭素排出量】

平成 25 年度における山口県の二酸化炭素排出量は 4,206 万 t です。物質別にはエネルギー起源 CO₂ が約 8 割と大部分を占めています。なお、平成 25 年度の全国における二酸化炭素排出量は 13 億 1,100 万 t です。山口県の排出量は全国の約 3.2% を占めることとなります。

平成 24 年度の二酸化炭素排出量は 4,174 万 t となっており、平成 25 年度の排出量は 0.7% の増となっています。増加要因としては、景気が上半期後半より緩やかな回復傾向を辿ったこと及び電力排出原単位の悪化などが考えられます。

■平成 25 年度－山口県の二酸化炭素排出量

項目	万 t -CO ₂	排出割合 (%)
エネルギー起源 CO ₂	3,563	84.7
産業部門	2,642	62.8
民生家庭部門	278	6.6
民生業務部門	315	6.5
運輸部門	326	7.6
エネルギー転換部門	2	0
非エネルギー起源 CO ₂	644	15.3
合計	4,206	100



備考) 四捨五入により、合計値が合致しない場合がある。

出典) 山口県環境白書 (平成 28 年度版)

【萩市の排出量】

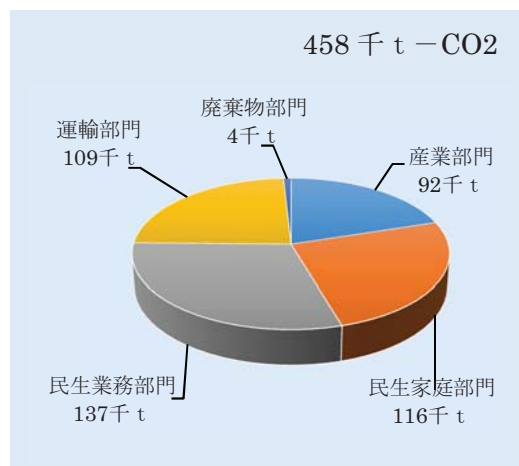
萩市の平成 25 年度の二酸化炭素排出量は 458 千 t と推定されます。内訳は民生業務部門が 137 千 t と約 3 割を占めています。次いで、民生家庭部門が 116 千 t、運輸部門が 109 千 t、産業部門が 92 千 t、廃棄物部門が 4 千 t と続きます。

■平成 25 年度－萩市の二酸化炭素排出量（推計値）

項目	千 t -CO2	排出割合 (%)
産業部門	92	20.1
民生家庭部門	116	25.3
民生業務部門	137	29.9
運輸部門	109	23.8
廃棄物部門	4	0.9
合計	458	100

備考) 四捨五入により、合計値が合致しない場合があります。

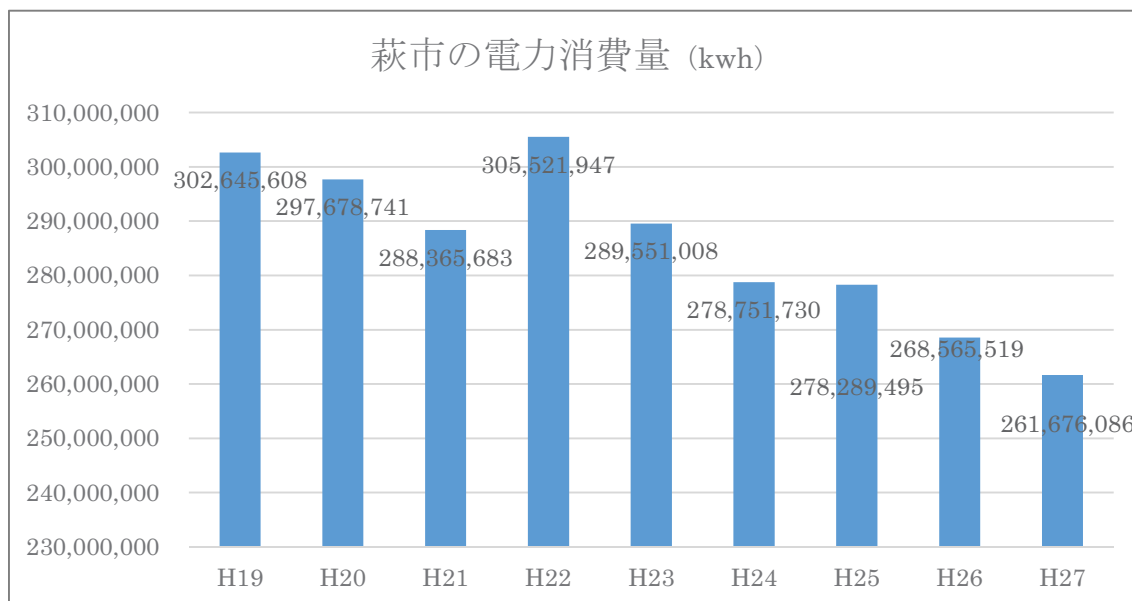
出典) 環境省 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト



【萩市の電力消費量の推移】

二酸化炭素と電力消費量は密接に関連しています。ここでは萩市の電力消費量の経年変化を整理しています。

平成 27 年度における萩市の電力消費量は 261 百万 kwh で、平成 22 年度をピークに減少しています。



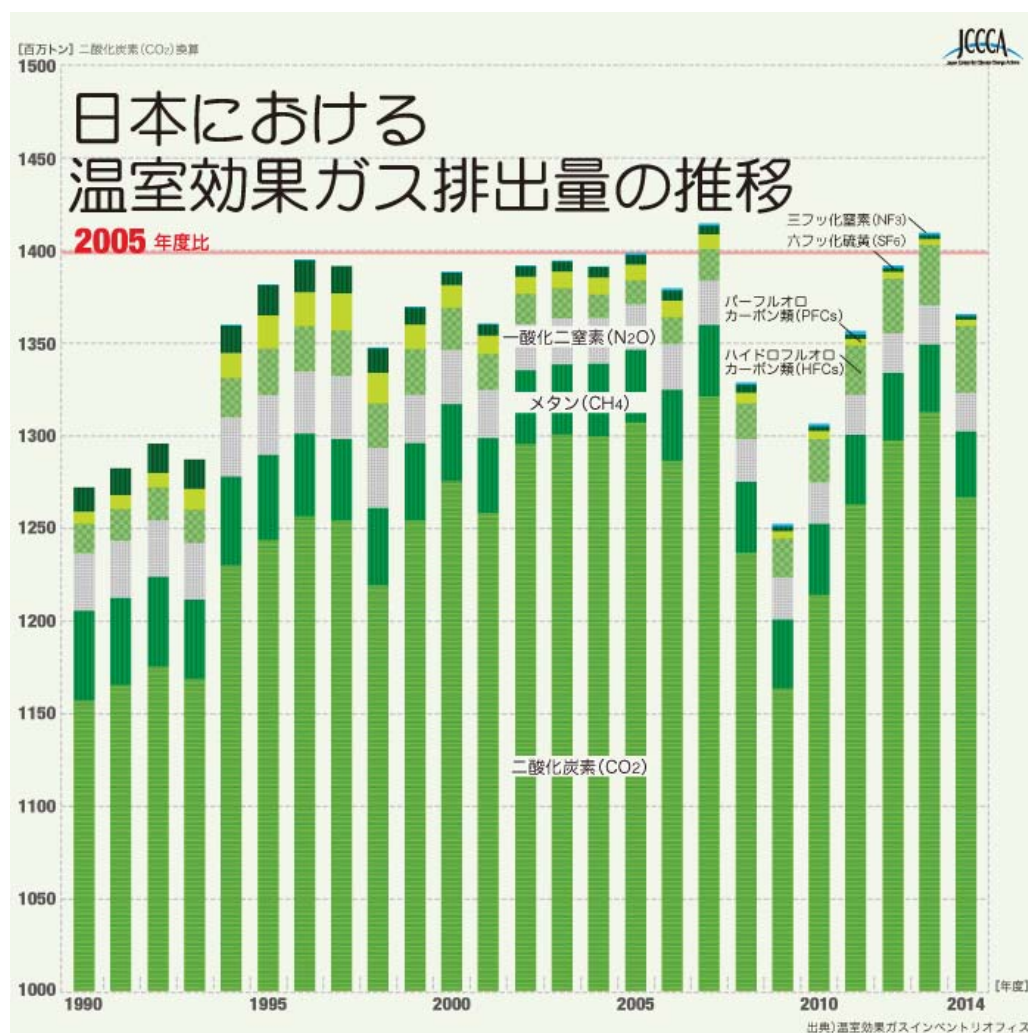
出典) 中国電力(株)萩営業所

【新たな要因】東日本大震災に伴うエネルギー政策の転換

東日本大震災後、原子力発電の安全性に対しての懸念から、火力発電依存度が高まり、その結果、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が高まりました。

国は「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）を策定し、原子力依存度を可能な限り削減しつつ原子力規制委員会の判断による原発の再稼働、火力発電の高効率化、再生可能エネルギーの導入促進の加速化など、温室効果ガス排出量削減を進める新たなエネルギー政策の方針を示しています。

しかしながら、平成 28 年 4 月に電力小売りの全面自由化により、200 超の新電力が参入し、低コストの石炭火力の比率が更に高まることが予想され、温室効果ガス排出量の増加が懸念されています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

第3節 今後の環境行政の方向性

今後の環境行政は、基本方針につながる3つのコンセプトを掲げ、目指すべき環境像の実現に向け施策を展開していきます。

(1) 萩の環境を未来へ

平成27年7月、「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。これはその歴史的・文化的価値が認められたものですが、ここに至ることができたのは、それら遺産を内包してきた萩市の環境を先人たちが脈々と守り、伝承してきたからに他なりません。

萩市は、「萩市文化財保護条例」、「萩市景観条例」等に基づき、遺産そのものの保全をはじめ、周辺を含めた調和の取れた景観の保全を行い、さらにその啓発活動にも力を入れてきました。また、環境を守るため、環境教育を行ってきたところです。

それら市民、事業者、市の行ってきた様々な活動は、上述の世界遺産登録という成果として表れたところであり、今後も引き続き活動を継続していくとともに、萩ジオパーク構想の推進など、さらなる施策を展開し、未来の世代へしっかりと引き継いでいきます。

(2) 豊かな自然環境を守るために

平成25年7月28日、萩市を襲った集中豪雨は、土砂災害や浸水被害など多くの被害をもたらし、自然の脅威を改めて我々に認識させました。萩市はその面積の約8割が山林であり、恵み豊かな河川、海域を有する自然とともにあるまちです。この災害も自然がもたらしたものであり、自然と共生していくということはそれすらも一部として受け入れることです。これは萩ジオパーク構想が目指すものでもあります。

しかしながら、その大きな力を持つ自然でもその環境の保全に対し、何もしなければ、その美しさや豊かさは失われてしまいます。

萩市は今、自然環境の保全者ともいえる農林水産業者の高齢化や後継者の減少など多くの課題に直面しています。これらの課題に対応し、未来の世代にこの豊かな恵みを損なうことなく引き継ぐため守っていきます。

(3) 地球にやさしい循環型社会づくり

平成20年に開館した萩第二リサイクルセンター（エコプラザ・萩）は、萩市における3R活動の中心的拠点としてその役割を担い、平成28年10月現在で来館者数7万人を達成するなど、リサイクル推進啓発施設として大いに利用され、萩市の循環型社会づくりに寄与しています。

東日本大震災をきっかけとした我が国のエネルギー環境の変化に対応するため、萩市においても再生可能エネルギーの導入促進や、第1次計画に引き続いて、3R活動のさらなる推進、省エネをはじめとした地球にやさしい取組を行い、持続可能な循環型社会を作っていきます。

第2章 計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

萩市では、歴史や自然の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めるため、「未来に向けて 美しいまち・萩」の環境像の実現を目指すことを目的に環境基本計画を策定し、以後、環境保全を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

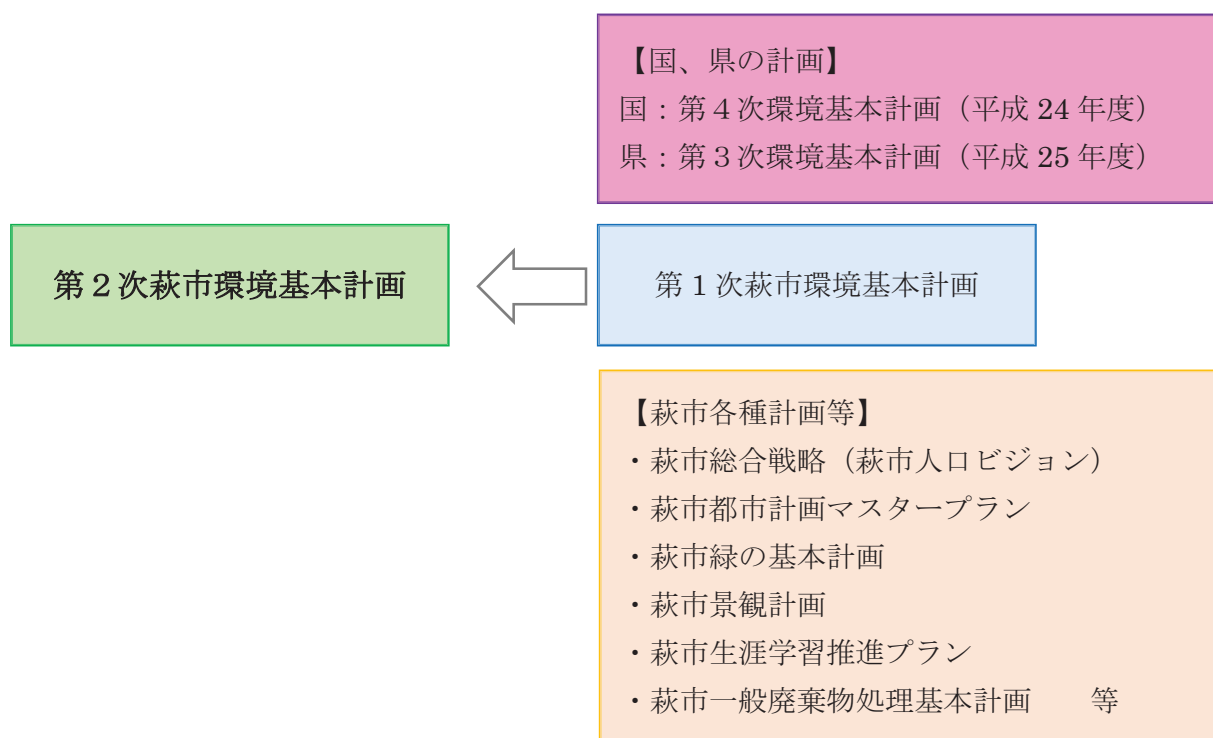
平成 17 年 3 月の市町村合併を受け、現萩市としては初めて策定された第 1 次萩市環境基本計画（平成 18 年度策定）が 10 年の終期を迎えることに伴い、第 1 次計画での取組により形成された環境に対する意識をこのまま衰退させることなく、より一層育むため、第 1 次計画の基本方針を引き継ぎつつも、新たに発生した環境に関する様々な要因を踏まえた第 2 次萩市環境基本計画を策定するものです。

第2節 計画の役割と位置づけ

萩市の将来像

『誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち』（萩市民憲章（平成 18 年 11 月制定））

を実現するための環境関連施策・事業の基本方針とし、萩市の関連計画をはじめ、国や県の各種計画と調整を図りつつ展開する。

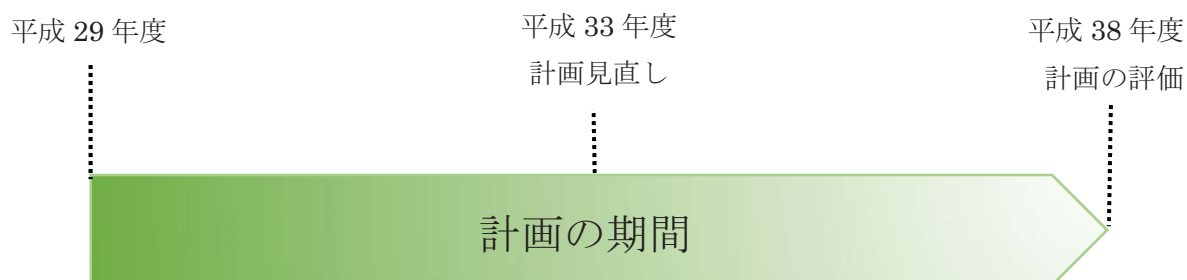


第3節 計画の期間

第2次萩市環境基本計画の期間は、萩市の目指すべき環境像を見据え、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とします。

環境基本計画の最終的な目標年度は平成38年度ですが、短期的な目標を設定することで、計画の進捗状況を適宜確認していきます。

環境基本計画の期間は10年間としていますが、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を考慮し、5年を目処に計画の見直しを行うものとします。



第4節 計画の対象地域

計画の対象地域は、萩市全域を基本とします。

ただし、環境問題は広域的な影響を及ぼすものであり、環境には地域的な境界がないことから、萩市全域ばかりでなく市の周辺地域や地球環境も考慮することとします。

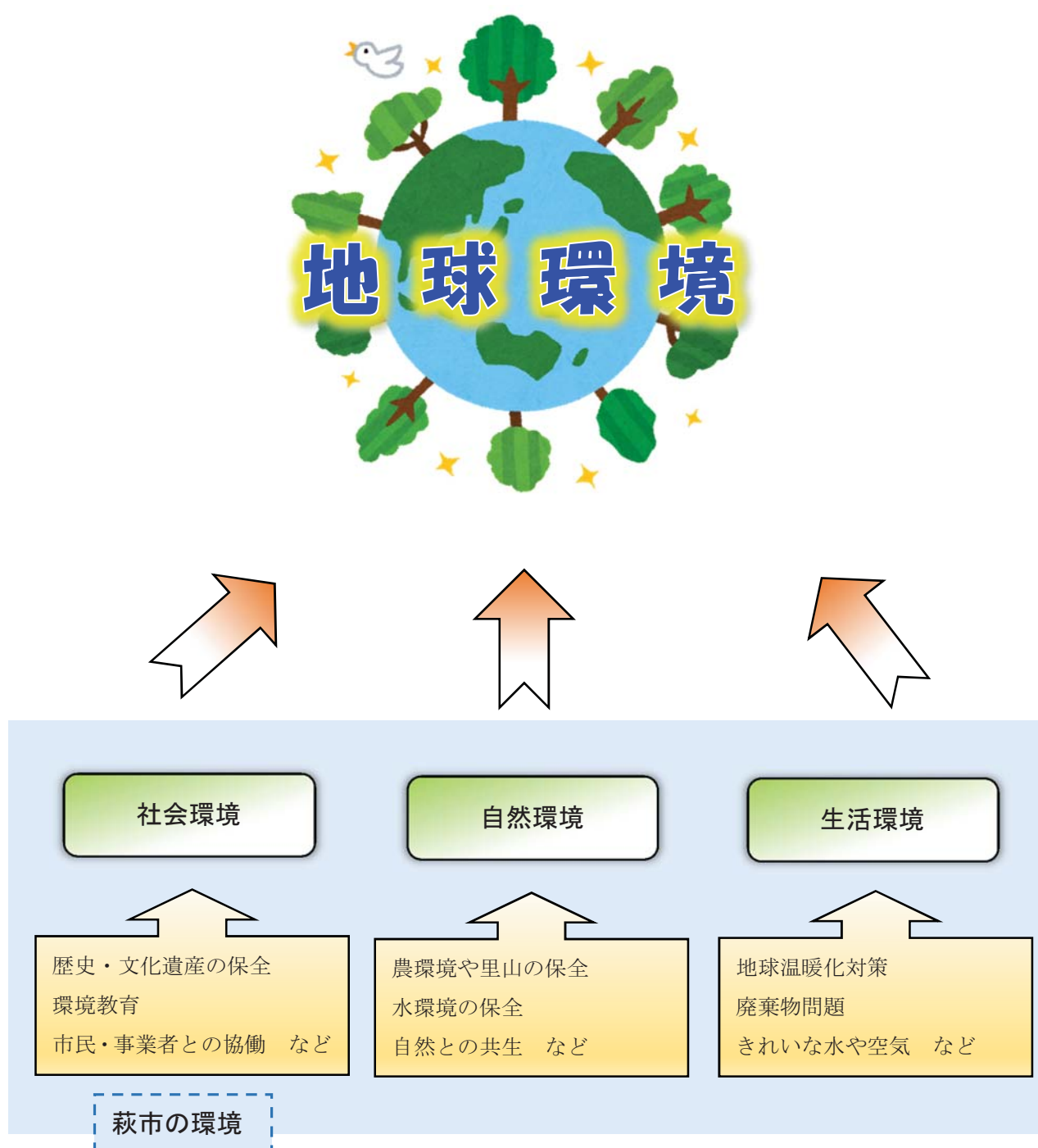


第5節 対象とする環境

環境とは、私たちの身の回りの生活環境から地球環境まで、対象範囲は非常に広いものです。

そこで、環境基本計画では、環境を大きく「社会環境」と「自然環境」と「生活環境」に分け、各環境の保全・改善を図るべく計画を策定することとします。

なお、これら個別の環境は地球環境に繋がるものです。



第6節 取組主体と役割

環境基本計画の実行に当たっては、萩市全体、すなわち市民、事業者、行政が一丸となり進めていくとともに、市民、事業者、行政が各々の役割について、それぞれの責務として次の役割を担うこととします。また、市民、事業者、行政の枠をまたいだ協働体である関係団体も必要に応じて主体となります。

(1) 行政（市）の責務

市は、環境の保全と創造に関する取組の推進役としての役割を踏まえ、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、市自らも、地域の一事業者・消費者としての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行します。

(2) 市民の責務

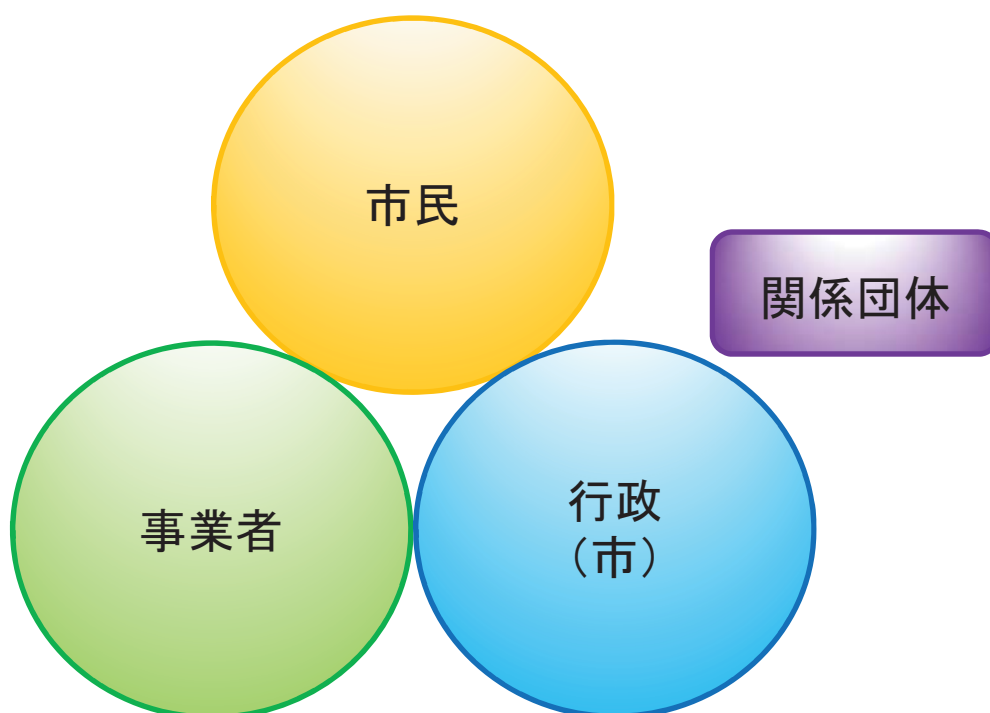
市民は、人と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制やエネルギーの大量消費、野焼きやポイ捨てなど環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実践する環境施策に協力します。

(3) 事業者の責務

事業者は、省エネルギーやごみの発生抑制、リサイクルなど、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実践する環境施策に協力します。

(4) 関係団体の責務

関係団体は、事業者と同様に、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実践する環境施策に協力します。



第3章 目指すべき環境像

第3章 目指すべき環境像

第1節 目指すべき環境像

萩市は、「萩市民憲章」に将来像を求め、まちづくりを推進することとしています。

萩市の将来像

『誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、
心のよりどころとなる、あたたかいまち』

この将来像は、萩の豊かな自然環境と、長い歴史の中で育まれてきた萩市固有の伝統や文化について、先人の教えに学びそれを守っていくと同時に、持続可能な循環型社会へと変化していくことです。

第1次計画において、この将来像から美しいまち・萩を「一人ひとりの心の中にあるふるさとの集合体」と考え、これを守り未来へ継承することとし、次の言葉を「目指すべき環境像」としました。

未来に向けて 美しいまち・萩

今日、環境を取り巻く社会状況の変化や本格的な少子高齢化・人口減少社会への対応など、大きな課題が山積しています。その課題解決に向かって、市民、事業者、行政の各主体の参加と連携・協力によって持続可能な社会を実現し、萩市の豊かな自然と歴史的なまちなみをより良い状態で未来の子ども達に引き継いでいくことは、今も変わらぬ市民の思いであり、今後もその実現に向けて取り組んでいくとの趣旨から、本計画においても「未来に向けて 美しいまち・萩」を本市が目指す環境像として継承します。

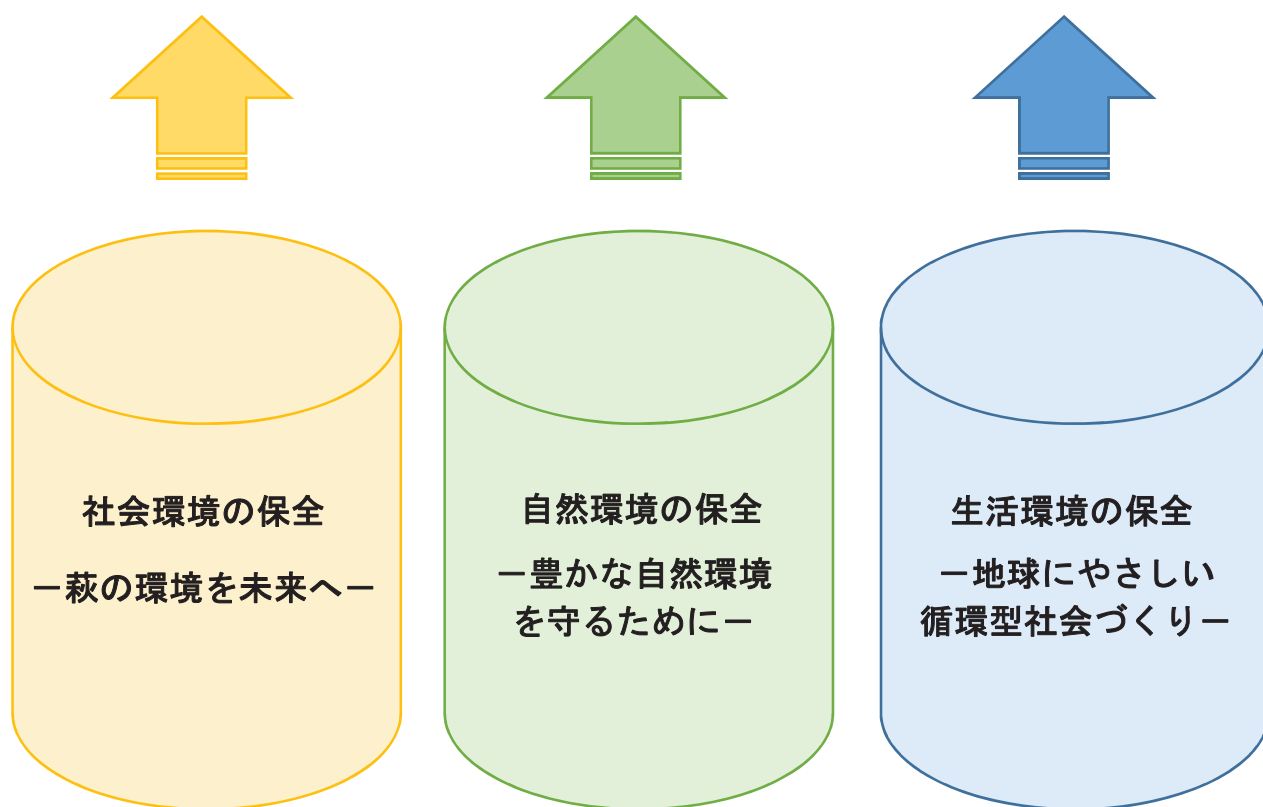
第2節 計画の基本方針

「目指すべき環境像」（未来に向けて 美しいまち・萩）を実現するために、第1次計画の3つの【基本方針】を引き継ぎ、具体的な取組を推進していきます。

3つの基本方針は、対象とする環境である「社会環境」と「自然環境」と「生活環境」を念頭に置き、「萩の環境を未来へ＝社会環境の保全」、「豊かな自然環境を守るために＝自然環境の保全」「地球にやさしい循環型社会づくり＝生活環境の保全」とします。

3つの基本方針は、それぞれ3つの項目によって構成され、この項目から、市民、事業者、行政の取組である主要施策が提示されます。

未来に向けて 美しいまち・萩



社会環境の保全－萩の環境を未来へ－

萩市は、各所の点在する史跡・文化財のみならず、江戸時代からのまちなみも残存するなど、全国的にもたぐいまれな歴史的文化的環境を有しています。これら先人から受け継いだ萩市の歴史的・文化的遺産は、萩市の地域環境を構成する大切な要素であり、適切な形で未来に引き継いでいく必要があります。

未来へ繋がる子ども達へこれらの遺産を引き継いでいくためには、行政ばかりでなく市民、事業者との協働で、守り育んでいくことが基本であり、各々が主体性をもって役割を分担することが望まれます。その役割を明確にし、道筋を示すことにより、未来の世代にしっかりと引き継いでいく責任を果たしていく必要があります。

自然環境の保全－豊かな自然環境を守るために－

萩市は歴史豊かな市街部と、市街部を取り巻く自然豊かな緑の深い山々、美しい海などで構成された、豊かな自然と歴史に育まれたまちです。

これらの市民にとってかけがえのない貴重な財産である自然環境を、今まで以上により良い状態で未来の世代に引き継いでいくために、基本的な仕組みを構築する必要があります。

生活環境の保全－地球にやさしい循環型社会づくり－

世界的に資源が枯渇する中で、従来の「大量生産」、「大量消費」、「大量廃棄」の価値観から、これと相反するライフスタイルである「循環型社会」へのパラダイムシフト（価値観の転換）は、私たちの社会に当然のものとして求められています。

私たちの身近なところから地球環境全体にわたって広がる環境問題を市民一人一人が理解し、かつ、解決に向けて前進していくために「循環型社会」を構築し、未来にわたって持続していくための基本的な仕組みについて考え、行動する必要があります。

第4章 施策の体系

第4章 施策の体系

第1節 施策体系の考え方

第3章で述べたとおり、「目指すべき環境像」（未来に向けて 美しいまち・萩）を実現するために、第1次計画から引き継いだ3つの基本方針を掲げ、さらにそれぞれの基本方針を構成する3つの項目を設定し、新たな社会的要因に対応した施策を展開していきます。

また、基本方針を構成する3つの項目のうち一つを、優先して取り組むべき「重点取組事項」と設定することで、早急かつ確実な進行を図るものです。

第2節 重点取組事項

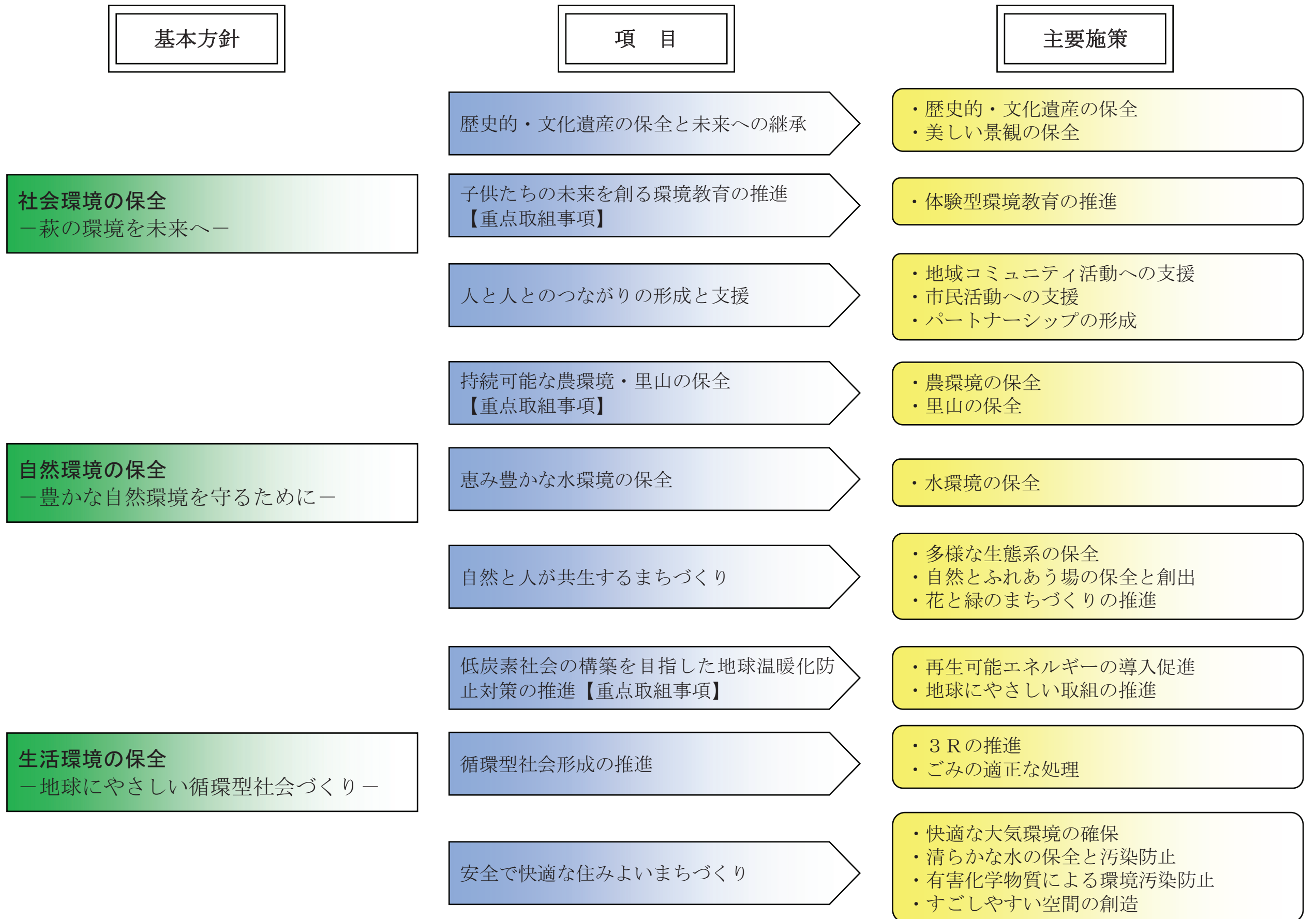
重点取組事項は、次の3項目とします。

- ① 子供たちの未来を創る環境教育の推進
- ② 持続可能な農環境・里山の保全
- ③ 低炭素社会の構築を目指した地球温暖化防止対策の推進

第5章 取組事項

第3節 施策体系図

未来に向けて
美しいまち・萩



第5章 取組事項

第1節 社会環境の保全―萩の環境を未来へ―

萩市は、各所の点在する史跡・文化財のみならず、江戸時代からのまちなみも残存するなど、全国的にもたぐいまれな歴史的文化的環境を有しています。これら先人から受け継いだ萩市の歴史的・文化的遺産は、萩市の地域環境を構成する大切な要素であり、適切な形で未来に引き継いでいく必要があります。

未来へ繋がる子ども達へこれらの遺産を引き継いでいくためには、行政ばかりでなく市民、事業者との協働で、守り育んでいくことが基本であり、各々が主体性をもって役割を分担することが望めます。その役割を明確にし、道筋を示すことにより、未来の世代にしっかりと引き継いでいく責任を果たしていく必要があります。

【トピック】萩・明倫学舎

全国屈指の規模を誇った、萩藩校明倫館。

その跡地に建ち、今日まで授業が行われていた旧明倫小学校校舎が、新たな萩の観光起点「萩・明倫学舎」としてオープンしました。

萩市の観光情報を入手することができる「観光インフォメーションセンター」のほか、『明治日本の産業革命遺産』を紹介する「世界遺産ビジターセンター」、幕末の歴史をひもとく貴重な寄贈資料を紹介する「幕末ミュージアム」、火山に育まれた、萩の大地（ジオ）1億年の成り立ちを紹介し、萩のジオめぐりの出発点となる「ジオパークビジターセンター」などが併設する複合施設です。



■外観（イメージ） ↑

■ジオパークビジターセンター（イメージ） →



1. 歴史的・文化遺産の保全と未来への継承

【現状と課題】

萩市は、古来より中国地方の要衝として栄え、歴史的または文化的にも貴重な遺産が多数存在します。

特に、江戸時代から幕末にかけての武家屋敷や土塀などのまちなみや、明治維新の遺跡なども数多く残っており、それらは市民の心のよりどころとして親しまれています。

萩市は、これまでも歴史的・文化的遺産の保全やその活用について活動・施策を講じてきました。近年は世界遺産登録に向けた活動を萩市一丸となって取り組み、平成 27 年 7 月に萩の 5 資産を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、ユネスコの世界文化遺産に登録されたことにより、萩市は身近に世界遺産が存在する稀有なまちとなりました。

これら貴重な歴史的・文化的遺産を適切に維持・管理していくとともに、歴史と自然に育まれた萩の美しい景観を守るための方策を展開することで、未来に向けて正しい形で継承する必要があります。

【施策の方向性】

（１）歴史的・文化遺産の保全

世界遺産として登録された遺産群の調査・研究をさらに進めるとともに、構成資産の保全・環境整備を進め、さらには、市民や来訪者が世界文化遺産としての価値や萩の資産の位置づけを学ぶことができるよう、様々な媒体を活用した理解増進・情報発信の充実を図り、後世に引き継いでいきます。

併せて、萩市に数多く残る有形・無形の文化財をはじめとする歴史的資産についても、市民と一体となり保存・活用していきます。

（２）美しい景観の保全

堀内、平安古、浜崎及び佐々並市の 4 つの重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、江戸時代の古地図がそのまま使える旧萩城下町の歴史的まちなみ、各地に点在する赤瓦の集落やこれらと一体を成す美しい景観は、全国に誇る萩市の財産です。

このまちなみには伝統的な生活が息づき、美しい景観を維持する人々の活動があります。これらのまちなみや歴史的景観の維持向上を図るため、歴史的建造物を整備・活用することにより、交流滞在型観光の促進や地場産業との連携による萩ならではの歴史まちづくりを展開します。

また、萩往還などの街道風景、特色ある地域の良い景観の保全・活用を推進するとともに、山口県立自然公園長門峡などの美しい自然や素晴らしい眺望を後世に継承していくため、自然景観の保全活動を市民や事業者とともに進め、地域の特色ある景観や自然を活かした交流活動などを推進します。

さらに、萩の花と緑を守り、育て、後世に継承するとともに、潤いと安らぎのある環境を形成するため、市民との協働により、花と緑が織りなす美しいまちづくりを推進します。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1. 歴史的・文化遺産の保全と未来への継承	(1) 歴史的・文化遺産の保全	世界遺産の保全事業の推進	市
		景観保全活動事業の推進	市
		歴史的景観保存地区保存事業の推進	市
		重要伝統的建造物群保存修理事業の推進	市
		地域活動の連携強化と更なる活性化	市、市民、事業者
		歴史的文化的遺産を守り活用するまちづくり	市、市民、事業者、関係団体
		交流滞在型観光の促進や地場産業との連携による、萩ならではの歴史まちづくり	市、市民、事業者、関係団体
		萩明倫学舎を拠点とした情報発信と啓発	市、市民、事業者
	(2) 美しい景観の保全	「萩市景観条例」、「萩市景観計画」に従ったまちづくり	市、市民、事業者
		「萩市景観計画」に基づく、重点景観計画区域の歴史的風致を保全する景観形成の推進	市、市民、事業者
		周辺の自然や景観などに配慮した建築物、工作物の設置	市、市民、事業者
		良好な住宅地景観を形成するための電柱地中化、建築物、工作物、野立看板等屋外広告物の規制・誘導	市
		国指定の名勝の景観を保全	市、関係団体
		萩の歴史的まちなみと緑の保護による地域の学習教材としての活用	市、市民、事業者、関係団体
		歴史的文化遺産と調和した良好な景観の形成を推進	市
		保存樹木、保存樹林の指定の推進による地域の樹木の保全	市
		萩ジオパーク構想の推進	市、市民、事業者、関係団体

2. 子供たちの未来を創る環境教育の推進 【重点取組事項】

【現状と課題】

目指すべき環境像「未来に向けて美しいまち萩」を実現し、より良い環境を次代の子供たちへ継承していくためには、まず今ある環境問題に関心を持ち、正確に知る必要があります。

萩市はこれまで、萩第二リサイクルセンター（エコプラザ・萩）を活用した環境教育、学校や自治会への出前講座、親と子の水辺の教室の開催など環境教育を推進してきました。

しかしながら、生活様式・事業活動の多様化や、新たな環境問題など、変化する社会情勢に対応した環境教育のほか、自然観察や工場見学など、原体験を通じた環境教育が求められています。

【施策の方向性】

（１）体験型環境教育の推進

エコプラザ・萩や、新たに完成した萩・長門清掃工場「はなもゆ」などの施設を利用した環境教育だけでなく、身近な山、川、海などあらゆる自然とのふれあいや遊び、レクリエーションなどの体験活動を通じて楽しみながら学び、日々の行動に活かすことのできる体験型の環境教育を推進します。

また、地域の特性や地域特有の資源を活かし、地域住民自らが主体となって都市住民や修学旅行生等と交流する体験型観光、自然や歴史を組み合わせた萩ならではのグリーンツーリズム「萩ふるさとツーリズム」を推進します。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
2. 子供たちの未来を創る環境教育の推進	(1) 体験型環境教育の推進	学校林や市有林野を活用した環境教育・森林教室の促進	市
		森林や山間部での環境教育、環境学習の開催・推進	市、事業者
		農村滞在(体験)型観光（グリーンツーリズム）への協力・実施	市、市民、事業者
		萩・農下村塾事業を通じた農業体験の推進	市
		環境保全活動及び学習の実施	市、市民、事業者
		水辺の教室や自然観察会（川、海とふれあうイベント）の開催・参加	市、市民
		名勝、河川、海岸等の清掃活動を行い環境保全学習の推進	市
		学校林、学校ビオトープの創出による、生きた学びの場としての環境学習の場の創出	市、市民
		こどもエコクラブなどの環境学習活動への参加・支援	市、市民
		萩ジオパーク構想の推進【再掲】	市、市民、事業者、関係団体

【トピック】萩・農下村塾事業

○萩・農下村塾事業とは

平成25年度から始まった事業で、「将来の萩市を支える市民となりうる人材育成」目的に、農業体験活動を充実しようとするものです。

市内すべての子供たちは、田植えや稲刈りなど農業体験を通じて、農業への関心・意欲を高めるとともに、身近な自然環境について学んでいます。

【いきいき農業体験】

○農業体験が難しい地域にある小学校を対象として、米作り（田植え・稲刈）を行います。

○職場体験で農業選択が難しい地域にある中学校を対象として、職場体験の機会を提供します。

○各校で栽培活動（例：学校園、学級園、一人一鉢など）に取り組みます。

【わくわく農業体験】

○農業体験に取り組みやすい地域にあるモデル校で農業学習の研究を行います。

○コミュニティ・スクールでの協働体制を構築します。

○農業体験の事例



■椿東小 田植え



■明倫小 稲刈りを終えて



■萩東中 萩夏みかんセンターにて



■相島小中 梨の袋掛け

3. 人と人とのつながりの形成と支援

【現状と課題】

地域の環境は、市民・事業者・行政などの各主体が協働し、守り育んでいくものです。そこで、市民・事業者・行政などの各主体が協働するとともに、各々が自主的に活動する市民や事業者を行政が支援する仕組みを作っていく必要があります。

萩市では、各町内会や町内の衛生組織などで構成された「萩市快適環境づくり推進協議会」（旧萩市環境衛生推進協議会）が地域の環境美化に対して重要な役割を担っており、その活動内容は、河川海岸一斉清掃などの活動や支援、空き缶投げ捨て・犬フン公害パレードなどを実施しています。また、きれいなまち・萩美化推進制度（きれいな萩 おまかせいど）は、町内会のみならず、事業者、市民など、各主体のボランティア清掃支援に大きな役割を果たしています。

今後の環境保全活動において、行政が中心を担っている状態では、社会情勢の変化や新たな環境問題への対応が遅れることが懸念されます。そこで、市民、事業者などの各主体による、さらなる自主的活動や協働関係を形成するための支援を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

（１）地域コミュニティ活動への支援

先人が受け継いできた文化や歴史、伝統を守ってきた萩市では、今でも地域コミュニティの中での支え合い、環境美化、まつりなど、様々な活動が根強く残っています。人口減少など様々な社会的状況が変化するなかで、地域コミュニティの役割は一層重要なものとなり、その活動を支援することが持続可能な社会へ繋がります。

（２）市民活動への支援

地域の環境において、自主性をもった市民活動は大きな役割を担っています。平成27年度末時点できれいなまち・萩美化推進制度（きれいな萩 おまかせいど）の登録数は106団体、70個人にのぼり、その活動は萩市の環境に対して非常に重要な役割を果たしています。市民の活動をこれからの地域を担う大きな柱としてとらえ直し、支援し促進することにより、市民と行政のさらなる協働を進めます。

（３）パートナーシップの形成

持続可能な社会の形成には、市民・事業者・行政・関係団体といった各主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した自主的かつ積極的な取組（パートナーシップによる取組）を行うことが必要不可欠です。市ではこれら各主体の連携の体制づくりなどを推進します。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
3. 人と人とのつながりの形成と支援	(1) 地域コミュニティ活動への支援	集団回収奨励金交付制度の継続実施による資源物の集団回収の奨励	市、市民、関係団体
		側溝清掃等の町内会活動への支援	市、市民
	(2) 市民活動への支援	市民団体、NPO等の民間団体等への活動支援や情報交換の場の提供	市
		きれいなまち・萩美化推進制度(きれいな萩 おまかせいど)の登録・推進	市、市民、事業者、関係団体
		市民ボランティア等による清掃活動の支援	市、市民、関係団体
	(3) パートナーシップの形成	市民・事業者・行政の連携のための体制づくりと活動の推進	市、市民、事業者、関係団体
		他自治体や各種団体との環境に関する情報交流	市、事業者、関係団体



第2節 自然環境の保全―豊かな自然環境を守るために―

萩市は歴史豊かな市街部と、市街部を取り巻く自然豊かな緑の深い山々、美しい海などで構成された、豊かな自然と歴史に育まれたまちです。

これらの市民にとってかけがえのない貴重な財産である自然環境を、今まで以上により良い状態で未来の世代に引き継いでいくために、基本的な仕組みを構築する必要があります。

1. 持続可能な農環境・里山の保全【重点取組事項】

【現状と課題】

農村、農地、田園などの農環境や里山は、地域住民にとっての生活の場であるとともに、重要な生産の場でもあります。また地域外の住民にとっても憩いの場として機能しています。これらの貴重な財産を未来へ継承していくために、持続可能な強い基盤を整備することが大切です。

山口県下で有数の農業地域と位置づけられている本市においては、食糧の安定的な供給をはじめ、国土や環境の保全など多面的な機能をもつ農業を基幹産業として推進しています。

また、萩市の面積の約80%を占める森林は、経済的機能はもちろんのこと、水源涵養機能、山地災害防止機能、レクリエーション機能、生物多様性保全機能、二酸化炭素の吸収による温暖化対策など、多面的で公益的な機能を有しており、その機能を維持するため計画的な施策を講じています。

しかしながら、産地間競争の激化や生産物価格の低迷、農林業者の高齢化や深刻な後継者不足、農地、山林の放置による多面的機能の低下など多くの課題に直面しています。

こうしたことから、新規就業者の確保をはじめとした担い手育成や法人経営体の組織など、生産基盤の整備・強化が必要となっています。

【施策の方向性】

(1) 農環境の保全

将来にわたり父祖伝来の農地を耕作放棄地とせず、農地として次世代に継承できるよう、耕作放棄地対策、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度などにより農地を保全・確保します。

依然として野生鳥獣による被害は甚大であり、有害鳥獣による農作物被害の拡大を防止するため、地域鳥獣被害防止対策協議会及び地元猟友会との連携により、防除と捕獲を両輪とした様々な鳥獣被害対策を強力に進め、農家の営農意欲の向上を図ります。

また、力強い農業を支える農業生産基盤の整備として、担い手への農地の集積・集約化に向けた区画整理、水田高機能化をはじめ、農業における生産基盤などを整備するとともに、農道など施設の保管理を推進します。

(2) 里山の保全

萩市の面積の約80%を占める広大な森林を維持し、森林のもつ公益的機能を維持強化していくために、林業経営基盤の強化を図り、林業後継者を育成することが必要です。

阿武萩森林組合などと連携を図り、計画的な造林、保育、低コスト間伐などを中心とした民有林施業を推進します。また、木材の搬出の効率化と生産性の向上を図るため、林道、森林作業道などの林業用路網の整備及び森林施業の集約化を支援します。

また、萩市産木材の安定供給体制の再構築と間伐材利用の促進を図るため、豊富な森林資源を搬出し、天然乾燥と機械乾燥を併用し、需要に即応できる木材流通システムの構築を目指します。

林業就業者が高齢化する中、林業を支える担い手を育成するため、阿武萩森林組合と連携し、作業の機械化・近代化による労働条件の改善及び研修制度の積極的な利用による林業就業者の技術向上に取り組み、新規就業者の確保・定着についての支援を行います。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1. 持続可能な農環境・里山の保全	(1) 農環境の保全	農業の多面的機能の維持、発展のための地域活動及び営農活動への支援	市、事業者
		「農業振興地域整備計画」に基づいた農業振興施策	市
		農地中間管理事業の推進	市
		小規模農地の保全や休耕地の活用	市、事業者
		循環型農業・環境保全型農業の推進	事業者
		農業の担い手の育成と確保	市
		既存農事組合法人による連合体の組織	市、事業者
		地域鳥獣被害防止対策協議会及び地元猟友会との連携による鳥獣被害対策の強化に伴う営農意欲向上の促進	市、関係団体
		農道の整備保全や農地集積、水田高機能化などの農業基盤の整備	市
	(2) 里山の保全	間伐材の有効利用	市、事業者
		環境保全型林業の推進	市、事業者
		水土保持林、資源の循環林、森と人との共生林の区分による適切かつ効率的な整備	市
		森林施業計画の作成と森林情報の収集活動の促進	市、事業者
		里山の維持、保全、利活用	市、市民、事業者
		林業の担い手の育成と確保	市、事業者
		木材流通システムの構築	市、事業者
		地元産木材の利用促進	市、市民、事業者

2. 恵み豊かな水環境の保全

【現状と課題】

萩市には、市内の各地域をまたいで流れる阿武川をはじめとした大小規模様々な河川が流れ、市民の憩いの場あるいは生活の場として利用されています。また、市沿岸域では漁業をはじめとした産業が盛んであり、沿岸域住民にとっての重要な生活の場としても機能しています。

萩市は、「河川環境を保全するため、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、その他必要な事項を定め、もってきれいな水と美しい水辺環境の保全を図る」（条例第1条）ことを目的とした「萩市河川環境保全条例」を制定し、それに基づいた総合的な施策を講じており、河川・海洋の水質について、環境基準（BOD、COD）を達成している状況です。

今後も水環境の保全対策を推進するとともに、恵み豊かな水環境を未来の世代に継承し、生活の場として安全に供せるための仕組みづくりを検討します。

【施策の方向性】

（1）水環境の保全

水環境は、水が雨などとして大地に降り注ぎ、川の流れになるとともに、土の中にしみ込み、地下水となり、また、川や地下水が海に流れ込み、海で蒸発し、再び雨などになるという水循環系が健全に保たれることにより成立しています。

この水環境の循環サイクルのなか、私たちは生活用水や農業用水などさまざまな形態で水を利用しており、利用の各段階で水環境への負荷が発生します。水利用の各段階における負荷を低減し、樹林地や農地の保全、河川の自然浄化能力の保全を図るなど、水の自然循環を壊すことのない対策を総合的に推進していきます。また、豊かな水環境がもたらす恵みである漁業資源についても、藻場保全活動を支援するなど将来にわたり恩恵が受けられるよう保全していきます。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
2. 恵み豊かな水環境の保全	(1) 水環境の保全	河川海岸一斉清掃の参加と実施	市、市民、事業者
		水土保全林、資源の循環林、森と人との共生林の区分による適切かつ効率的な森林整備【再掲】	市
		漂着ごみの清掃などのボランティアへの参加	市民、事業者
		萩市河川環境保全条例に基づいた河川の保全	市、市民、事業者
		河川、海岸、藻場、ヨシ場などの環境整備保全活動及び環境学習の実施	市、市民、事業者
		漂着ごみ対策	市
		水産資源の管理・回復、漁場の保全	市、事業者
		水産業の担い手育成・確保	市、事業者
		下水道や集落排水の区域外における合併処理浄化槽の設置推進	市
		公共下水道事業・集落排水事業などの推進	市

3. 自然と人が共生するまちづくり

【現状と課題】

萩市は、市内各所において豊かな緑が育まれており、市民にとっての貴重な生活の場、憩いの場として機能しています。緑を含めた自然環境は、先人から受け継いだ貴重な財産であり、未来へ向けて適切に継承すべきものです。

しかしながら、都市化の進展に伴い「土堀からのぞく夏みかん」、「まちじゅうに香る夏みかんの花」、「歴史を見守ってきた松の古木」といった萩を物語る花と緑が失われつつあります。花と緑は、市民の健康で文化的な生活環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成する上で極めて重要であり、市民にとって心のよりどころとなるものです。

こうした自然との共生、そこに住む生物たちが形成する多様な生態系を保全し維持していくため、花と緑が織りなす美しいまちづくりを総合的かつ計画的に推進していく必要があります。また、自然とふれあえる場を積極的に創出していくことも大切になっています。

【施策の方向性】

(1) 多様な生態系の保全

萩市の豊かな自然には、多種多様な動植物が生息し、萩市独自の生態系を形成しています。しかしながら、人間の開発行為や外来種の侵入、地球温暖化などの影響により、生態系が破壊されることが危惧されています。

多様な生態系を保全するため、国、県と連携した計画的な生態調査や、生態系基盤に影響を及ぼす恐れのある外来種の適切な取扱いについて、市民への意識啓発を促進していきます。

(2) 自然とふれあう場の保全と創出

自然との共生を図り、その大切さを知るための環境教育を行うためには、自然とふれあう場の創出が不可欠です。今後は萩ジオパーク構想を推進し、日本ジオパーク認定を目指す取組や農業体験を中心としたグリーンツーリズムの推進、学校林や市有林などを活用した林業体験を推進するために、場となる農地や林野の整備、保全を支援、推進していきます。また、ふれあいの場において環境教育を行う人材育成についても支援していく必要があります。

(3) 花と緑のまちづくりの推進

市域における貴重な財産となる豊かな自然や歴史・文化と一体になった緑を守り、活かし、学び親しみながら、豊かな緑を感じる都市づくりを進めていきます。そのため誇るべき歴史と美しい自然を感じ、心がふれあう緑のまちづくりを基本理念として策定された「緑の基本計画」を中心とし、自然と調和したまちづくりを推進していきます。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
3. 自然と人が共生するまちづくり	(1) 多様な生態系の保全	自然環境保全活動や希少な動植物の保護運動への参加・協力	市、市民
		本地域に生息していない外来種、移入種などの種を自然に放さないこと	市民、事業者
		外来種が自然に放されることがないように周知すること	市
		ペットを捨てたり、むやみに逃がしたりしないよう周知すること	市
		多様な自然保全のための活動の実施	市、事業者
		大規模開発行為への監視活動	市
		里山の維持、保全、利活用【再掲】	市、事業者
	(2) 自然とふれあう場の保全と創出	市有林の適正な保全、維持管理と市民、事業者にとっての有効な活用法の検討	市
		田床山市民の森・いこいの広場の維持管理	市
		農業体験など自然とふれあうイベントの開催・参加	市、市民、事業者
		森林インストラクターなどを活用した森林とのふれあい	市民
		アドバイザーなどの人材の育成及び活用	市、事業者
		保存樹木、保存樹林の指定の推進による地域の樹林の保全【再掲】	市
		農村滞在（体験）型観光（グリーンツーリズム）への協力・実施【再掲】	市、市民、事業者
		河川、海岸、藻場、ヨシ場などの環境整備保全活動及び環境学習の実施【再掲】	市、事業者
		萩ジオパーク構想の推進【再掲】	市、市民、事業者、関係団体
	(3) 花と緑のまちづくりの推進	萩市緑の基本計画に基づく都市環境の維持及び緑の都市づくりの推進	市
		公共工事における緑化事業に係る自然環境生態系と調和した植物種の選定	市
		都市公園の緑の割合増進に伴う、うるおいのある都市公園の形成	市
		都市環境の維持と、花と緑の都市づくりの推進	市
		新設予定の都市計画道路の整備や既存道路の改修に係る、街路樹などによる緑化の推進	市

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
		田園等、農村風景を生かした美しいまちづくりの推進	市
		萩市花と緑のまちづくり条例に基づく花と緑の保護と緑化の推進	市、市民、事業者

【トピック】河川海岸一斉清掃等

○毎年7月の第2週を萩市環境美化週間とし、最終日には各地域で市民清掃活動を実施しており、清掃活動には三世代交流クリーン作戦として大人だけでなく、多くの小中学生も参加しています。

- 〔萩地域〕河川海岸一斉清掃
- 〔川上地域〕クリーン・キャンペーン
- 〔田万川地域〕環境美化行動の日
- 〔むつみ地域〕むつみ地域一斉清掃
- 〔須佐地域〕須佐地域一斉清掃
- 〔旭地域〕身近な環境をきれいにする運動
- 〔福栄地域〕福栄地域クリーンデー

○河川海岸一斉清掃（萩地域）の歴史

萩地域では美しい海岸線や河川の景観を守るために、夏の行楽シーズンを前に市民総参加による河川・海岸の草刈りや漂着ごみの回収などを行っています。この取組は当時の萩市環境衛生推進協議会（現萩市快適環境づくり推進協議会）が地域環境美化及び、観光振興の一助として、昭和38年に市民総参加による清掃活動への取組を開始し、平成28年度で52回目となりました。市民総参加の清掃活動としては日本一の活動といえます。



■河川海岸一斉清掃（萩地域）

第3節 生活環境の保全―地球にやさしい循環型社会づくり―

世界的に資源が枯渇する中で、従来の「大量生産」、「大量消費」、「大量廃棄」の価値観から、これと相反するライフスタイルである「循環型社会」へのパラダイムシフト（価値観の転換）は、私たちの社会に当然のものとして求められています。

私たちの身近なところから地球環境全体にわたって広がる環境問題を市民一人一人が理解し、かつ解決に向けて前進していくために「循環型社会」を構築し、未来にわたって持続していくための基本的な仕組みについて考え、行動する必要があります。

1. 低炭素社会の構築を目指した地球温暖化防止対策の推進【重点取組事項】

【現状と課題】

近年、地球温暖化の進行は顕著に現れており、日本においても異常高温日やゲリラ豪雨などの異常気象が増加し、それらがもたらす災害や農林漁業への被害など、その影響は年々深刻化しています。

萩市では、平成25年7月28日に山口・島根県を襲った集中豪雨（須佐で観測史上最大の1時間の降水量が138.5mm、また午前9時20分から3時間の雨量が301.5mmを観測し、気象庁から「これまでに経験したことのないような大雨」と発表されるなど記録的な豪雨）が発生し多くの被害が出ており、今後も異常気象が引き起こす災害が懸念されているところです。

地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出削減が課題となっており、省資源、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーへの転換、導入の促進など、低炭素社会の構築に向けた取組を推進することが必要です。

【施策の方向性】

（1）再生可能エネルギーの導入促進

東日本大震災に伴い発生した福島原発事故の影響を受け、全国各地で原発稼動の見直しを求める動きが活発化し、国は原発依存度の削減、再生可能エネルギーの導入促進などエネルギー政策の転換を表明しています。また、山口県では「山口県環境基本計画（第3次計画）」において、再生可能エネルギーの導入促進を重点プロジェクトと位置づけています。

萩市では、地球温暖化対策の目的だけでなく、災害時のエネルギー自立分散型電源の確保においても施設への太陽光発電設備導入を促進します。また、県と連携した森林バイオマス（木質ペレット熱利用など）の活用促進や、遊休地を太陽光発電事業者に貸し出すなど、再生可能エネルギー導入についての取組を推進します。

【トピック】萩市内における主な再生可能エネルギー

○水力発電

事業主体	施設名	能力等
中国電力(株)	福栄発電所	福 栄 最大出力 4,200 k W
	大井第二発電所	大 井 最大出力 535 k W
	佐々並発電所	旭 最大出力 14,200 k W
山口県企業局	阿武川ダム	川 上 最大出力 19,500 k W
	相原発電所 (小水力発電)	・最大出力 82 k W ・年間可能発生電力量 328MWh ・営業運転開始 平成 26 年 5 月



■阿武川ダム 出典) 山口県



■相原発電所 出典) 山口県

○中規模太陽光発電

事業主体	施設名	能力等
田中建設(株)		椿 100 k W 【平成 25 年 5 月～】
J A あぶらんど萩		福 栄 (米倉庫屋根) 35 k W 【平成 25 年 5 月～】
		江 向 (本庁舎屋根) 48 k W 【平成 25 年 4 月～】
		明 木 (米倉庫屋根) 48 k W 【平成 25 年 7 月～】
		佐々並 (事務所屋根) 20 k W 【平成 25 年 7 月～】
		吉 部 (米倉庫屋根) 30 k W 【平成 25 年 8 月～】
		小 川 (選果場屋根) 45 k W 【平成 25 年 7 月～】
(株) ウエストエ ネルギーソリ ューション	三見吉広 (市有地)	57 k W 【平成 27 年 12 月～】
	三見地区漁業集落排水 処理施設	屋根設置 29 k W 【平成 27 年 12 月～】
	椿南地区農業集落排水 処理施設	屋根設置 47 k W 【平成 27 年 12 月～】
	休日急患診療センター	屋根設置 35 k W 【平成 28 年 1 月～】

○メガソーラー

事業主体	施設名	能力等
山根鉄工建設(株)	萩・維新の里メガソーラー発電所	椿東（萩鉄工センター） 1.0MW
(株)ウエストエネルギーソリューション	萩ひまわりロードメガソーラー発電所	むつみ（ひまわりロード・旧徳佐高校分校グラウンド） 1.5MW【平成26年10月～】
	麻生第1メガソーラー発電所	むつみ（麻生第1） 1.2MW【平成25年12月～】
	麻生第2メガソーラー発電所	むつみ（麻生第2） 1.0MW【平成27年7月～】
	大英山口須佐発電所	須 佐（旧キャトルファーム） 4.4MW【平成27年2月～】
(株)ソーラーファーム	萩牧場発電所	田万川（松永牧場牛舎屋根） 1.1MW【平成26年3月～】
安東建設(株)		三 見 1.0MW【平成26年4月～】
京セラTCLソーラー合同会社	山口・萩メガソーラー発電所	福 栄 21.1MW【平成29年12月予定】



■麻生第1メガソーラー発電所



■萩ひまわりロードメガソーラー発電所

【トピック】公共施設における太陽光発電等設置状況

設置施設名	設置年度	設備内容
明木市地区農業集落排水処理場	平成 13 年度	設備容量 20 k w (平成 13 年度) 10 k w (平成 17 年度)
見島環境管理センター	平成 15 年度	設備容量 10 k w
萩第二リサイクルセンター	平成 17 年度	設備容量 15 k w
市役所前庭おもいやり駐車場及び電気自動車用急速充電場屋根	平成 25 年度	最大発電量 9 k w パネル枚数 36 枚 パネル総面積 59 m ² (1.64 m ² ×36 枚) 庁舎 1 階ロビーに発電状況等表示モニター設置
明倫小学校給食室屋根	平成 25 年度	設備容量 10 k w
椿東小学校	平成 26 年度	設備容量 10 k w
萩・長門清掃工場「はなもゆ」	平成 26 年度	太陽光発電システム 100 k w 排熱回収発電機 100 k w 低風速型風力発電システム 3 k w マイクロ水力発電システム 1 k w ハイブリッド外灯、プラグインハイブリッド車 (PHV) 給電設備、 太陽熱温水給湯器 (2500 級)
小川コミュニティセンター	平成 26 年度	太陽光発電システム (10kWh) 1 基 リチウムイオン蓄電池 (15kWh) 1 基 ハイブリッド照明 [風力+太陽光] (1kWh) 3 基
明木小学校	平成 27 年度	太陽光発電システム (10kWh) 1 基 リチウムイオン蓄電池 (15kWh) 1 基 ハイブリッド照明 [風力+太陽光] (1kWh) 3 基
見島ふれあい交流センター	平成 28 年度	太陽光発電システム (10kWh) 1 基 リチウムイオン蓄電池 (15kWh) 1 基 ハイブリッド照明 [風力+太陽光] (1kWh) 2 基



■萩・長門清掃工場「はなもゆ」屋上



■市役所前庭おもいやり駐車場屋根

(2) 地球にやさしい取組の推進

地球温暖化は現在も地球的な規模で進行しており、IPCC 第5次評価報告書(2014)では、このままでは2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い、最悪のシナリオの場合には最大4.8℃上昇すると発表しています。

この地球規模の問題について、自らには関係ないと考えず、「わたしたちの問題」として自覚し、節電や節水など、まず身近な「地球にやさしい取組」から始めることが、将来の低炭素社会を実現するための第一歩となります。

萩市では、継続的に啓発活動を行い、自発的な「地球にやさしい取組」を促します。また、公共施設の設備を省エネのものに変更し、公用車をEV自動車などの低公害車両にするなど、地球温暖化対策を推進していきます。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1. 低炭素社会の構築を目指した地球温暖化防止対策の推進	(1) 再生可能エネルギーの導入促進	市有施設、市有地への太陽光発電設備等の設置検討	市
		事業所、各家庭における太陽光発電、太陽光熱利用システム、ペレットストーブ等の設備導入の推進	市、市民、事業者
		山口県の再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣等の積極的な活用	市民、事業者
	(2) 地球にやさしい取組の推進	エコスタイル、エコドライブ、ノーマイカーデーの推進	市、市民、事業者
		クールビズ、ウォームビズの推進	市、市民、事業者
		萩市環境実行計画に基づく省資源、省エネルギーの取組による温暖化防止対策の推進	市
		緑のカーテンの実施と普及・啓発	市、市民、事業者
		公共交通機関の充実と利用促進	市、事業者
		公共施設へのLED等の省電力照明の導入促進	市
		EV等次世代自動車及び低公害車両の導入促進	市、事業者
		街路灯LED化事業	市

【トピック】近年の低炭素社会実現に向けた市の主な取組

年度	事業名	内容
平成 21 年度	本庁舎照明器具取替工事 窓ガラス断熱フィルム	省エネ照明（H f 球等）332 台（市役所本庁舎 1 階、議場） 窓ガラス断熱フィルム（本庁舎 2 階）171 m ²
	低公害車（CO ₂ 排出低減車）の導入	老朽化した公用車を低公害車（CO ₂ 排出低減車）に買い替え 公用車 12 台（小型貨物 6 台、軽自動車 6 台）
平成 22 年度	照明器具取替工事	省エネ照明（H f 球）191 台（市役所本庁舎 2 階議会棟、全員協議会室、第 1 会議室）
	低公害車（CO ₂ 排出低減車）の導入	老朽化した公用車を低公害車（CO ₂ 排出低減車）に買い替え 公用車 10 台（小型貨物 7 台、軽自動車 3 台）
平成 23 年度	照明器具取替工事	LED 照明 本庁舎ロビー LED 照明 第 4 庁舎（教育委員会）
	電気自動車導入事業	電気自動車 2 台〔リース 1 台（三菱アイ・ミーブ） 【～H27. 8 月】、購入 1 台（日産リーフ）〕 急速充電設備 1 台（本庁舎前庭）
	市民館 LED 電球整備事業	大ホール 1,670 球交換 ロビー 1,230 球交換
平成 24 年度	本庁舎空調設備工事	本庁舎 1 階（一部）及び第 2 庁舎 1 階（一部）の集中式空調設備を各事務室個別式の省エネ型空調設備に改修
	電気自動車導入	購入 1 台（日産リーフ）
平成 25 年度	市役所本庁舎外壁改修工事	外壁断熱パネル設置及び塗装改修 2,441.57 m ²
	道の駅等電気自動車用充電器設置事業	平成 26 年 4 月 供用開始 萩往還、萩・さんさん三見、ゆとりパークたまがわ、うり坊の郷 k a t a m a t a、ハピネスふくえ、あさひ、J R 須佐駅前の 7 箇所に急速充電器を設置
平成 26 年度	道の駅等電気自動車用充電器設置事業	萩・明倫センター駐車場に普通充電器 1 機設置
平成 27 年度	電気自動車導入事業	購入 1 台（日産リーフ） 日産 e-NV200 1 台 日産自動車㈱から 3 年間無償貸与
平成 28 年度	街路灯 LED 化事業	萩市照明都市計画委員会所有の街路灯 319 基を LED 化 15 年間保守を委託契約（※保守契約期間終了後委員会所有となる）

2. 循環型社会形成の推進

【現状と課題】

平成 13 年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されて以後、様々な取組により、循環型社会形成に対する意識は高まりました。しかしながら 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の言葉の認知度は約 30%程度（平成 24 年内閣府調査）であり、本来優先度の高いリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）がリサイクル（再資源化）に比べて認知されておらず、取組が遅れているなど偏りが見られます。

循環型社会の形成を推進するには、市民・事業者の 3 R に対してのさらなる意識の向上、廃棄物の適正な処理・処分を行うことが必要になります。限りある資源を大切に、持続可能な循環型社会を構築し、未来へ継承できるきれいなまちを創造します。

【施策の方向性】

（1）3 R の推進

萩市のリサイクル率は、近年横ばい傾向で頭打ちの状態となっており、品目別 1 人 1 日当たりの回収量をみると、紙類・布類の回収量が山口県や全国平均値と比較すると低いため、今後は紙類の回収量を増加していくことが必要になります。金属類については、可燃ごみの焼却異物から出る金属類や、不燃ごみや粗大ごみから出る金属類を回収（手選別・破碎後）しています。また、今まで不燃ごみとして処理されていた小型家電について、平成 25 年度からリサイクルを開始しました。今後は、さらなるリサイクル率向上のため、可能な限り資源回収を進めていきます。

一方、萩市のごみ排出量は、人口の減少等の要因により緩やかな減少傾向を示していますが、1 日 1 人当たりのごみ排出量は微増傾向を示しています。これは、可燃ごみの直接搬入ごみのうち、事業系可燃ごみの量が増加していることが、1 日 1 人当たりのごみ排出量を増加させている大きな要因となっているためです。今後は、事業者に対しての排出抑制対策を推進するほか、エコプラザ・萩を活用したイベントや各種講習会などを実施し、ごみ排出抑制のための普及・啓発活動を推進していきます。

また、循環型社会の形成には自治体の枠を越えた圏域での意識改革が必要です。このことから市民はもとより市外からも多くの来場者が訪れる山陰地域のリサイクル推進拠点「エコプラザ・萩」となるよう各種のイベントなどを企画するとともに、本市の椿東地区に位置する当該施設へのアクセスを向上させるため、山陰地域の東西を結ぶ高規格幹線道路「山陰道」の整備を促進していきます。

（2）ごみの適正な処理

ごみは、ルールを守って正しく処理しなければなりません。例えば、ごみの分別ルールを徹底すれば、排出抑制や再資源化に効果があり、ごみ処理のルールを徹底し不法投棄等を防ぐことは、環境破壊の防止や地域の良好な景観を守ることに繋がります。

萩市では、今後も分別の徹底を図るための普及啓発活動や、県や関係機関等と連携した不法投棄の監視活動等の対策を推進していきます。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
2. 循環型社会形成の推進	(1) 3 R の推進	ごみの分別と排出抑制、リサイクルシステムの推進	市、市民、事業者
		生ごみ自家処理容器購入費補助	市
		リサイクル、ごみ減量等の出前講座の開催による啓発	市
		マイバック持参推進運動	市民
		萩市一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみの分別・資源化の取組	市
		集団回収奨励金交付制度の継続実施による資源物の集団回収の推奨	市、市民
		下水道汚泥等の減量化・堆肥化等による資源化の推進	市
		物品購入に係る、再生品等の環境配慮製品の購入（グリーン購入）	市、市民、事業者
		高規格幹線道路「山陰道」の整備促進	市、関係団体
	(2) ごみの適正な処理	ごみの不法投棄・ポイ捨て防止のための施策	市
		ごみの分別ルール徹底	市民、事業者
		ごみステーションや側溝の清掃、維持・管理の協力	市民
		簡易焼却炉の使用、野焼きの禁止とその周知	市、市民、事業者
		農業生産現場で発生する農業用ビニールやポリの適正処理（野焼き防止）	事業者
		処理施設の適正な維持管理	市、事業者
		ごみやリサイクルに関する情報の発信や意見交換の実施	市、市民、事業者
		市民・事業者・関係団体・自治体等の連携した取組	市、市民、事業者

3. 安全で快適な住みよいまちづくり

【現状と課題】

人間にとって水や大気は、最も身近な環境であることはもちろんのこと、人間をはじめとする動物、植物が生きていく上で必要不可欠な環境の基本要素です。

萩市では、市民、事業者の努力もあり、これらのきれいな空気や水が維持されていますが、近年は中国から P.M2.5 等の化学物質が飛来するなど、外的要因による環境汚染が懸念され、その対策が必要になっています。

また、より快適な環境を確保するため、騒音や振動、悪臭などの公害防止、居住地の周辺環境を改善していく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 快適な大気環境の確保

光化学オキシダントや、PM2.5 をはじめとした健康被害が懸念される化学物質の発生状況については、県と連携しその発生情報などを速やかに周知するよう体制を確立していきます。また、野焼きや悪臭など生活環境に悪影響を及ぼすものについては、その発生防止や度合いの軽減などの対策を推進していきます。

(2) 清らかな水の保全と汚染防止

清らかな水環境を保全するため、公共下水道、集落排水施設などの整備や合併浄化槽の普及促進を行い、生活排水対策を推進します。また、公共用水域（河川・海域）の水質調査を定期的に行い、水質状況を把握し、その結果を市報、萩市ホームページなどで公表します。

(3) 有害化学物質による環境汚染防止

PRTR 制度の対象で届出が必要となる化学物質は計 462 物質あり、そのうち、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められる「特定第一種指定化学物質」（アスベスト、ダイオキシン類、ベンゼンなど）については、事業者との連携を図り、情報収集と把握に努め、適正な管理を推進します。また、市民に対しては、正確な知識の普及と情報の提供を行います。

(4) すごしやすい空間の創造

地域の環境美化の推進、騒音、振動等の公害防止や抑制を行うことにより、快適ですごしやすい空間を創造します。また、人口の減少により、増加しつつある空家について、崩壊の危険のある家屋については撤去などによる安全の確保や空家バンクによる新たな住民の定住促進など空家対策を推進していきます。

【施策の体系及び説明】

項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
3. 安全で快適な住みよいまちづくり	(1) 快適な大気環境の確保	光化学オキシダント、PM2.5の発生等情報の周知	市
		簡易焼却炉の使用、野焼きの禁止とその周知【再掲】	市、市民、事業者
		農業生産現場で発生する農業用ビニールやボリの適正処理（野焼き防止）【再掲】	事業者
		悪臭の発生防止、軽減対策の推進	市、市民、事業者
		適切な対策を推進するため他自治体等との情報の共有と連携	市
	(2) 清らかな水の保全と汚染防止	下水道や集落排水の区域外における合併処理浄化槽の設置推進【再掲】	市
		公共下水道事業・集落排水事業などの推進【再掲】	市
		合併処理浄化槽設置費用の一部補助	市
		施設整備による生活環境の向上と公共用水域の水質保全・改善	市
		定期的な公共用水域の水質調査とその公表	市
	(3) 有害化学物質による環境汚染防止	有害化学物質に関する情報収集及び情報提供	市、事業者
		化学物質のPRTRに基づく適正な使用管理	事業者
		適正な使用管理と正しい理解を得られるための普及啓発	市、事業者
		簡易焼却炉の使用、野焼きの禁止とその周知【再掲】	市、市民、事業者
	(4) すごしやすい空間の創造	市民ボランティア等による清掃活動の支援【再掲】	市民
		ペットの飼い方等のマナーの順守と向上に向けた啓発	市、市民
		地域猫活動への取組・支援	市、市民
		地域美化活動の推進	市、市民、事業者
		騒音・振動等の防止等の環境保全対策	市、市民、事業者
		空き家、空き地の適正管理	市、市民、事業者
		定住・移住に向けた環境整備	市

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

環境基本計画の推進に当たっては、市民、事業者、行政が各々の役割をもとに協働して取り組む必要があります。

「目指すべき環境像」の実現に向けて、本計画の実効性を高め、計画を着実に、かつ持続的・効果的に推進していくために、必要な体制整備を図ります。

【計画の推進体制】

環境基本計画の推進は、市民、事業者、行政の3者による取組を基本とします。

計画推進に係る進行管理は、「萩市環境基本計画推進会議」を主体として進めることが基本ですが、「萩市環境審議会」「萩市快適環境づくり推進協議会」などからの意見等を反映させていきます。

▼萩市環境審議会

萩市環境審議会は、市の環境関連施策を検討するための市長の諮問機関です。

計画の進行状況を専門的な観点から点検・評価するとともに、意見や提言を述べます。

▼萩市快適環境づくり推進協議会

地区衛生自治会相互の緊密な連携を保ち、その発展向上を促進するとともに、市の行政と相まって、地球環境の保全と循環型社会の形成及び健康で明るく住みよい郷土をつくることを目的として設立されました。会員は、各町内会や町内の衛生組織などで構成されています。

▼萩市環境基本計画推進会議

「萩市環境基本計画」の取組の進行管理について、萩市部課間での調整・整合を図る組織として「萩市環境基本計画推進会議」を設置します。

第2節 計画の進行管理

環境基本計画について、実効性を高め、円滑かつ効果的に進めるためには、適切に進行を管理する仕組みが必要です。

本計画に基づく施策の進捗状況や、目標の達成度を定期的に把握・評価し、市民・事業者の行動計画や市の施策、また、達成すべき目標について、必要に応じて適宜、見直しを図ると同時に計画の改善・代替案を策定することにより、常により良い計画を目指すシステム（環境管理システム：PDCA サイクル）を導入することで、継続的な取組を推進していきます。

【計画の策定（PLAN）】

検討した改善・代替案を、環境基本計画の施策や体制に反映させます。

※「萩市環境基本計画推進会議」が主体となります。



【計画の実施（DO）】

市民・事業者・行政の協働で、環境基本計画に掲げられた行動計画を実行し、目標の達成を目指します。



【評価（CHECK）】

目標の達成状況、施策の進捗状況について、市民・事業者・関係機関からの意見・提言を広く聞くことで評価を行います。

※「萩市環境審議会」が主体となります。



【改善・代替案（ACTION）】

評価の結果を踏まえた上で、行動計画、施策を検討し、関係機関からの意見・提言を広く聞くことで、必要に応じて改善・代替案の検討を行います。

※「萩市環境基本計画推進会議」が主体となります。

第3節 計画の評価

- 「環境基本計画」に掲げた施策については、環境マネジメントシステムの手法などを取り入れ、市の各部署において定期的に確認します。その際に問題点が確認された場合は、「萩市環境基本計画推進会議」において改善するための方策を検討します。
- 目標の達成状況や施策の取組状況についての検討結果は、広報、市ホームページを通じて広く報告します。また、萩市環境審議会にも定期的に報告し、意見や提言を求めます。報告結果に対する意見は、市民、事業者から広く受け付けるものとし、内容を検討した上で、積極的に計画に反映していきます。
- 市民、事業者の取組状況の確認については、必要に応じて適宜アンケート調査や聞き取り調査などを実施します。

第4節 環境指標

環境指標とは、基本方針を達成する上で、目標の達成を客観的に判断できるよう個別に設定した指標です。萩市環境基本計画については、環境指標を目安として進行管理を行います。特に重点取組事項に係る環境指標については、5年目の目標値達成に努めます。

○社会環境の保全－萩の環境を未来へ－

▼歴史的・文化遺産の保全と未来への継承

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
保存樹木等指定数	48	55	60	本

▼子供たちの未来を創る環境教育の推進【重点取組事項】

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
農業体験イベント開催数	8	10	10	回
森林教室等開催数	13	15	15	回
環境に関する出前講座の開催数（子ども対象）	13	20	20	回
子供を対象とした自然体験型環境学習（水辺の教室等）開催数	5	7	7	回

▼人と人とのつながりの形成と支援

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
きれいな萩 おまかせいど登録数（団体数）	106	110	120	登録

○自然環境の保全－豊かな自然環境を守るために－

▼持続可能な農環境・里山の保全【重点取組事項】

目標指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
循環型農業実施組織数	36	40	40	団体
遊休地における山口型放牧実施面積(累計)	26.45	30	30	ha
林業振興会等森林ボランティア組織数	7	7	7	団体
鳥獣防止柵延長（累計）	217.4	270	280	k m
新規就農者数（累計）	53	62	70	人
計画的な間伐の実施	104.4	100	100	ha

▼恵み豊かな水環境の保全

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
河川海岸一斉清掃等参加者数	17,270	維持	維持	人
公共用水域に係る水質の維持 (河川の BOD 値、海域・湖沼の COD 値)	0.6～1.0	維持	維持	河川の BOD (年平均値) m g / L
	1.4～1.9	維持	維持	海域の COD (年平均値) m g / L
	2.1	維持	維持	湖・沼の COD (年平均値) m g / L
汚水処理人口普及率	86.9	89	91	%

▼自然と人が共生するまちづくり

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
一人当たりの都市公園面積	19.35	22.88	24.49	m ² /人

○生活環境の保全ー地球にやさしい循環型社会づくりー

▼低炭素社会の構築を目指した地球温暖化防止対策の推進【重点取組事項】

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
市民一人当たりの電気使用量 (CO2 排出量)	5,211 (3,695)	5,054 (3,510)	4,950 (3,325)	kwh (kg-CO2)
市役所の温室効果ガス排出量	11,483	11,138	10,908	t-CO2
街路灯の省エネルギー化率 (防犯街灯、町内会所有の街路灯等を除く。)	0	47	100	%
緑のカーテンコンテスト申込者数	3	10	20	件
人口に対する公共バス（まあーるバス＋ぐる っとバス）の利用割合	5.77	6.07	6.31	年間利用人数 /人口

▼循環型社会形成の推進

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
エコプラザ・萩利用者数	9,675	10,000	10,000	人
ごみ排出量（一般廃棄物）	52.4	48.5	48.5	t/日
ごみリサイクル率（一般廃棄物）	23.1	28	28	%
最終処分率（一般廃棄物）	5.4	5	5	%

▼安全で快適な住みよいまちづくり

環境指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	目標値 (H38 年度)	単位等
生活環境に関する苦情件数	47	42	37	件
空き家バンク登録家屋の入居等決定数	30	33	36	件

資料編

資料 1 萩市環境審議会条例

萩市環境審議会条例

平成17年3月6日条例第153号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定による環境の保全に関する審議会として、萩市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全について優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

3 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に、専門的事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部環境衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月6日から施行する。

【萩市環境審議会委員】

平成 27, 28 年度

氏名	役職等
石丸 泰隆	山口県萩健康福祉センター所長
関根 雅彦	山口大学大学院理工学研究科教授
中嶋 薫	萩市医師会会長
柴田 寿美子 ※1	萩市教育委員会 教育長 職務代理者
廣畑 かほり ※2	
上山 佳代子	萩市女性団体連絡協議会 会計
金子 栄一	阿武萩森林組合組合代表理事組合長
○岡本 次代	山口県漁業協同組合 大井湊支店女性部長
◎津田 和夫	萩・福栄水と命を守る会 事務局長
厚東 登子	川上婦人会会長
港 正彦	田万川ふるさとづくり推進協議会会長
岩本みよ子	吉部婦人会副会長
岩本 裕子	社会福祉法人 寿幸会介護職員
矢田 征男	明木林業研究会会員
齋藤 博男	萩市福栄地域快適環境づくり推進協議会会長

備考) ◎環境審議会会長、○環境審議会副会長

※1 は平成 27 年度における審議会委員、※2 は平成 28 年度における審議会委員

資料2 第2次萩市環境基本計画の策定経緯

平成27年度	5月19日	平成27年度第1回萩市環境審議会開催（委員委嘱、第2次計画の策定スケジュール等について協議）
	7月29日	平成27年度第1回萩市環境基本計画推進会議開催（庁内各課協力依頼、第2次計画の策定スケジュール等について協議）
	10月26日	平成27年度第2回萩市環境基本計画推進会議開催（第2次計画の構成・体系等について協議）
	11月25日	平成27年度第2回萩市環境審議会開催（第1次計画の評価、第2次計画の骨子案等について協議）
	2月9日	平成27年度第3回萩市環境基本計画推進会議開催（平成27年度第2回萩市環境審議会開催報告、各課取組事項の調査依頼等について協議）
平成28年度	6月7日	平成28年度第1回萩市環境基本計画推進会議開催（第1次及び第2次環境指標、第2次計画（素案）について協議）
	6月30日	平成28年度第1回萩市環境審議会開催（第1次計画評価報告、第2次計画（素案）について審議）
	11月22日	平成28年度第2回萩市環境審議会開催（第2次計画（案）について審議）
	12月19日～ 1月19日	パブリックコメント実施（結果：ご意見の提出はありませんでした）
	1月27日	平成28年度第2回萩市環境基本計画推進会議開催（パブリックコメント実施結果報告、平成28年度第1回、第2回萩市環境審議会開催報告、第2次計画（最終案）について協議）
	1月31日	平成28年度第3回萩市環境審議会開催（第2次計画（最終案）について審議）

資料3 用語集

・アイドリング・ストップ

停止している自動車のエンジンを回したままの状態をアイドリングといい、駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停車させることをいいます。近年では、アイドリング・ストップを自動的に行う機構を採用した自動車も増えています。

・温室効果ガス

温室効果ガスとは、太陽からの熱が地表から輻射される際、地球の外に放出されるのを防ぐガスのことです。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。

・外来種

原産地から意図的あるいは偶然に運ばれて新たな場所に定着した生物種（セイヨウタンポポ・アメリカシロヒトリなど）のことで、在来種の対義語です。

最近はずまアカスズメバチ（原産地：中国、東南アジア等）が話題になっており、ミツバチが捕食され従来の生態系に懸念が生じています。

・環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいいます。

・環境学習

自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習をいいます。

・環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、環境基準は、大気、水質、騒音などについて定められています。

・環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法の代わりに平成5年11月に公布、施行されました。

この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めています。

・グリーンツーリズム

農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態のことをいいます。

・グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

・こどもエコクラブ

こどもエコクラブとは、3歳の幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子供たちのエコ活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心と、問題解決のために自ら考えて行動する力を育みます。また、子供たちが人と環境の関わりについて理解を深めることで、地域に根ざした環境保全活動の環が広がることを目的としています。

・光化学オキシダント

「光化学オキシダント」(OX)とは、「光化学スモッグ」の原因となる大気中の酸化性物質の総称です。

工場や自動車などから大気中に排出された「窒素酸化物」(NO_x)と「揮発性有機化合物」(VOC)は、太陽光線に含まれる紫外線を受けて「光化学反応」を起こして変質し、オゾン(O₃)を主成分とし、アルデヒド(R-CHO)やパーオキシ・アセチル・ナイトレート(PAN = R-CO₃NO₂)などを含む酸化性物質が二次的に生成されます。一般にこれらの大気中の酸化性物質のことを総称して「オキシダント」と呼びます。

大気汚染防止法では、このオキシダントのうちで、中性よう化カリウム溶液と反応して、よう素を遊離する物質のことをオキシダント(「全オキシダント」と呼びます。

さらに、この全オキシダントの中から、二酸化窒素(NO₂)を除いたものを「光化学オキシダント」(OX)と呼び、光化学スモッグが発生しているかどうかの指標物質として、環境基本法に基づく環境庁告示により環境基準が設定されています。

大気の常時監視において、単にオキシダントと言え、環境基準が設定されている光化学オキシダントのことを指します。

・再生可能エネルギー

石油・石炭などの限りがあるエネルギー資源に対し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことをいいます。太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどがあります。

・里山

人間生活に不可欠な燃料、あるいは農業生産に必要な落葉のような有機肥料を得るために人為的に形成され、維持管理されてきた人里周辺の林地のことをいいます。

・COD

化学的酸素要求量の略称で水中の有機物が過マンガン酸カリウムによって化学的に分解される際に消費される酸素量のことです。湖沼や海域の水質汚濁の指標として用いられており、数値が大きくなるほど汚れていることを示します。

・循環型農業

循環型農業とは、農業生産や生活活動において排出される有機性資源を堆肥化し、農地などを土壌に還元し、農地が本来持っている生産機能の向上を図ることで、資源の有効利用を通じた生産形態です。

・3R

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。

Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするものです。

・地球温暖化

太陽光で暖められた地表から放出される熱エネルギー（赤外線）が、人間の活動によって、大気中における温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいいます。

・低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのことをいいます。

・特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から選定されます。

・道路騒音面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路（国道、県道、4車線以上の市道）を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)※を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

※等価騒音レベル(LAeq)：自動車騒音を評価する際の評価軸となる値をある時間範囲Tについて、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものです。

・BOD

生物化学的酸素要求量の略称で水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量のことです。河川の水質汚濁の指標として用いられており、数値が大きくなるほど汚れていることを示します。

・PRTR

PRTRとは、「特定化学物質の環境への排出の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき行われる制度で「Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度」の頭文字をとった略称です。事業者が、ある特定の化学物質の環境排出量及び移動量を行政に報告し、行政は事業者からの報告内容を物質毎にまとめて公表する制度です。

・ビオトープ

ビオトープとは、ドイツ語のbio（生物）とtope（場所）が合わさってできた言葉で、野生生物の生息空間を意味します。

・メガソーラー

1MW（メガワット）を超える大規模な太陽光発電施設のことをいいます。なお、1MWは、1,000kWです。

・山口型放牧

中山間地域などの生産条件が不利な地域において、棚田や急傾斜地などの条件を活かした低コストで省力的な飼養管理ができる放牧（草地造成を伴わないもの）形態のことです。

畜舎周辺の棚田などで固定式の施設を用いて行う水田放牧と、有刺鉄線などの固定施設ではなく、電気牧柵と呼ばれる手軽な施設を用いて放牧場所を自由に移動していく移動放牧の分類があります。

第2次萩市環境基本計画

平成29年3月

発行 萩市

〒758-8555

山口県萩市大字江向 510 番地

TEL (0838) 25-3661 (直通)

編集 萩市市民部環境衛生課